

## 平成30年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年12月14日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

平成30年12月14日(金)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年12月11日～12月14日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名)  1 木村 圭議員 2 清水 明議員 3 宮野 亨議員 4 石田 芳英議員 5 澤本 幹男議員 6 高橋 邦男議員 7 原島 幸次議員 8 小峰 陽一議員 9 村木 征一議員 10 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後3時11分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、1 番、木村圭議員。

〔1 番 木村 圭君 登壇〕

○1 番（木村 圭君） 1 番、木村です。

ふるさと納税制度についてお伺いします。

奥多摩町では町税収入が年々減少していること等により、自主財源の割合を示す財政力指数が低下する一方、歳出は年々増える状況にあります。財源の多くを国、都に依存している中、歳入の確保と歳出の抑制を強力に進め、健全で強固な財政基盤を確立する必要があります。

町はこのため施策の一つとして、ふるさと納税制度活用促進を第 4 次奥多摩町行政改革大綱に掲げ、進めています。

国は、このふるさと納税制度を 2008 年に開始しましたが、2014 年ごろから寄付者へのお礼として特産品を贈る自治体が増え、納税総額は開始当初 80 億円が、年々市場が拡大し、さらにここ数年急拡大し、昨年度は 3,653 億円にも達しています。ふるさと納税により自治体は歳入が増える上、町や特産品を全国に PR することができます。また、地元の生産者はお礼の品を受注することで、商品の知名度が上がり、販路が拡大し、売り上げも増えます。これに伴い、地域全体も活性化します。

最近では、お礼の品だけでなく、寄付金の使い道を特化して寄付を募るガバメントクラウドファンディングにも注目が集まっております。さらに、災害時の被災地域支援手段としても大いに活用されております。

全国の地方自治体は、ふるさと納税の財源を課題解決の投資のために、地域の事業者はふるさと納税で得た売り上げを販路拡大や商品開発などの投資に活用しています。

奥多摩町は、昨年度ふるさと納税寄付金額が 67 万円で、数年前、返礼品を温泉入浴券等から第三セクターのお土産品などを増やしたことで増額になってはいますが、まだまだ財政力指数を押し上げるまでには至っておりません。

ふるさと納税は自治体が知恵を絞って活用することで、歳入の増加以外にも移住促進、観光促進、産業活性、雇用増加、シティプロモーションなど多岐にわたって効果が出始めていると言われております。このように自治体によって成果があらわれているところもあります。

以下、町の所見をお伺いします。

1、財政基盤の確立と地域活性化を促すためのふるさと納税をいかに活用・促進するのか。

2、返礼品のさらなる拡大を図るのか。

3、ふるさと納税寄付金額の目標金額と時期は。

さまざまなリスクはあろうと思いますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員のふるさと納税制度についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1つ目の財政基盤の確立と地域活性化を促すためのふるさと納税をいかに活用・促進するのかがありますが、ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度の税制改正によって創設をされました。これを受け、町での活用は平成22年4月から開始をいたしました。

当初、返礼品は奥多摩温泉もえぎの湯の無料招待券のみでありましたが、これは、ふるさと納税寄付額の増加を目指すというよりも、PRを含め、温泉招待券を呼び水に、寄付された方々が町を訪れていただくことで、公共交通機関や食事等の利用、あるいは町内各所での二次的な経済効果を期待し、始めたものであります。その後、ふるさと納税制度が認知され始めた平成25年度から、それまで町のホームページのみの案内であったものを複数のふるさと納税専門サイト等の無料掲載枠を活用し、周知を図るよういたしました。また、平成29年度からは返礼品の見直しを図っております。これまでのふるさと納税寄付金額は、平成22年度から24年度までは毎年1万円程度で、平成25年度は15万5000円、平成26年度から平成28年度までは年40万円前後、そして、平成29年度は議員からもご説明がありましたように、67万円でありました。

町の第4次行政改革大綱につきましては、第5期長期総合計画との整合性を図るとしており、同計画の第5章第3節にも大綱と同様に、施策名、「安定的な財源の確保」といたしまして、取り組み内容、「ふるさと納税制度の活用促進」が記載をされております。現

在、全国的には億単位の収入を得ている自治体もある中、町では歳入の確保となる財源には至っておりません。

現在、返礼品につきましては、観光協会を通じて地元の業者を活用し、民間事業者の宣伝にも貢献しているものと考えております。引き続き地域の活性化に寄与できるよう推進してまいりたいと思っております。

次に、2つ目の質問であります返礼品のさらなる拡大を図るのかについてであります。平成 29 年 4 月から、それまでの温泉招待券のみの返礼品から、金額に応じて奥多摩総合開発や地元民間事業者の生産品を加え、返礼品のバリエーションを増やしました。

なお、新聞等の報道にもございましたが、総務省のふるさと納税の返礼品をめぐる調査結果で、返礼品の調達価格が寄付額の 3 割以下におさまっていない自治体として町の名前が公表されました。もえぎの湯の温泉無料招待券は、町の指定管理施設であるため、町から当該施設へ料金を払っているわけではありませんが、こうしたサービスの料金も調達価格に含まれるとの見解が国から示され、再計算の結果、今回の報道に至ったものであります。これを受け、再度返礼品の見直しを行い、この 12 月 1 日から改めて調達価格が寄付額の 3 割以下におさまる返礼品を町ホームページに掲載し、再スタートしましたので、後ほどご確認をいただければと存じます。

このように総務省からの指導もあり、今後、金額面での返礼品の拡大は、これ以上困難であると考えておりますが、内容についてはこれからも必要に応じて見直しを図り、地元産の魅力ある返礼品にしてまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の質問であります、ふるさと納税寄付金額の目標金額と時期についてでございます。町としましては、寄付金額が多ければ多いほど財源確保につながるわけですが、その分、取り扱い件数も増え、魅力ある返礼品の内容であること並びに安定的に多量の生産、製品の供給が可能であることが必須となっております。

現状においても返礼品の供給に一部支障を来した状況も見られたことから、一概に目標金額の設定を行うことは、現時点では大変難しいと考えております。返礼品の調達先となる事業者の生産体制なども見きわめながら、時期も含め、今後検討してまいりたいと思っております。

なお、ふるさと納税制度では納税という言葉を使っておりますが、実際には寄付金であり、これは税外収入となります。このことは普通交付税における財政力指数の算定根拠となる基準財政収入額には算入はされません。したがって、財政力指数は、ふるさと納税寄付額の多寡に左右されることはございません。この税外収入である、ふるさと納税は、

個人の意思で好きな、あるいは思い入れのある自治体に寄付することができる制度でございます。

総務省によりますと、平成 30 年度分の個人住民税の控除額が東京圏の 1 都 3 県で 1,166 億円になったとの発表がございました。これは東京圏で生活する多くの住民がそれ以外の都道府県に寄付しており、減る側の自治体では税控除となりますので、実に 1,000 億円を超える税が流出していることとなります。

町におきましても住民が他の自治体に寄付をすることによる控除額、すなわち減収額は、平成 28 年度が 45 万 2,000 円、平成 29 年度は 105 万 5,000 円、平成 30 年度が 109 万 7,000 円であり、減収額は増えている傾向が見てとれるところでございます。

いずれにいたしましても、町民税が漸減する町において、ふるさと納税の活用促進は今後も推進していかなければならないと考えております。また、同時に、税における徴収率の向上についても引き続き努力をしまいたいと思っております。

このふるさと納税制度につきましては、もう既にいろんなマスコミの報道があり、ご承知のように、3割を超える返礼品、また、その返礼品も自分のところの特産品ではなく、他県の特産品を仕入れて、それを逆に返礼品としているというようなことから、総務省では3割については、これは守ってほしいというような通達を出して現在に至っております。

そういう点では、昨日、与党の税制改正の大枠が決まりました。一応3割は守っていただく。もう一つは、他県の、あるいはほかの電気製品だとかいろんなものを返礼品で配るのではなくて、特産品に特化をするという意味で、昨日、今日のマスコミによりますと、大阪の和泉市が年間に135億円のふるさと納税をやっていると。その中身を見ると、熊本県であったり、大分県であったり、そういう特産品を返礼品として配っている、返していると。これはちょっとおかしいのではないかとということで、来年度以降は、これが禁止になるというふうに憤慨をしておりますけれども、本来的なふるさと納税の意味というのは、先ほども申しましたように、自分の生まれたふるさと、あるいは自分の好きなふるさとに対して、寄付でありますから納税をしていく。それに対してお礼として返礼品をしていくというのが根本的なこの制度の趣旨ではないかなというふうに思います。そういう意味では、来年度以降は、このふるさと納税制度そのものが、ふるさと納税の趣旨に沿った形できちっとまた戻ってそれをやっていくという形になるのではないかなというふうに思っております。

したがって、町としても特産品を返礼品にやれば、その特産品をつくっている人たちが生産を高められるわけですから、そういうことを基本にしながら今後も続けてまいり、

多くの人たちに町のいろんなことをわかってもらうように努力をしていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、まだ実際に納税を、あるいは寄付をしていただいた額よりは、町の中でほかのところに寄付をして、返礼品を目当てにやっているという状況のほうが多いというのも実態でございますので、来年以降に初めてこのふるさと制度の全国的な一定のルールといいますか、そういうものができるんではないかなというふうに思いますので、そのルールに沿いまして、ふるさと納税の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

町の税収ということで、やはり安定的に財源確保するというのが一番望ましいと思います。町のほうでも適正な課税処理ですとか、未収入金の発生抑制の取り組みの強化ですとか、あるいは滞納処分を含めた納税者への徴収強化というような取り組みは、町当局の大変な努力で成果が顕著に出ており、評価すべきところと認識しております。

ただ、この奥多摩町に何もかわりのなかった人が、このふるさと納税を通じて興味を持ちまして、奥多摩に再び訪れてくれるとか、あるいはそうしていただくことによってお土産ですとか、そういうことの消費が増えて地域内が活性するということもありますので、ぜひ進めていただきたい。

あと、先ほどありました先日、奥多摩町のふるさと納税の過度の返礼品であるという総務省からの指摘を受けたことがテレビ、新聞、メディアで取り上げられましたが、これに対しても返礼品の見直しされたということで、よろしいと思っております。

税を確保するというのが一番やはり町としては必要だと思いますので、今後ともぜひこういう努力を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（師岡 伸公君） 答弁はよろしいですね。

○1番（木村 圭君） はい。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

それでは、通告をさせていただいております災害に備えた道路整備について質問をさせ

ていただきます。

棚沢地域の災害に備えた道路整備につきましては、平成 29 年 6 月議会で一般質問をさせていただきます。前回の内容は、棚沢自治会内では、多摩川左岸の急傾斜地、崩落危険箇所を多摩川に沿って国道が開削されたため、過去に大きな崩落が発生し、国道が通行止めになったこと、この危険性の高い道路にはいまだ安全な歩道が確保できないこと、多摩川左岸を古里方面、入川に向かう尾根越えの道路整備が望まれるが、雲仙橋を迂回路とするほうが現実的な選択とも考えられること、これらのことを前提に、棚沢地域を例に災害に備えた道路整備について所見を伺いました。

前回は、奥多摩町土砂災害ハザードマップを参考にいたしました。今回は、東京都の土砂災害警戒区域等マップなど参考に質問をさせていただきます。

将門の信号機周辺からはとのす荘上部に至る国道 411 号線は、急傾斜地の崩壊と土石流に関して土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に、雲仙橋両岸についても、この両区域にそれぞれ分類されております。

過去に大きな崩落が発生した国道と重量制限の設けられた橋梁、こういった現況から多摩川左岸を古里方面に向かう尾根越えの道は、住民の安心・安全の観点から必要ではないかと考えます。さらに、お不動様付近から正法院上部を經由して西側林道の水道局棚沢浄水場付近を結ぶ高低差の小さい道路として延長すれば、災害時の安心・安全に加え、観光や新たな土地利用に資する道路が整備できると考えますが、棚沢を例に町長の所見をお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番、清水明議員の災害に備えた道路整備についての一般質問にお答えを申し上げます。

国道 411 号線は、町の中央を東西に結ぶ基幹道路で、住民の日常生活においては欠くことのできない大変重要な道路であり、棚沢地域のみならず、町内全域の沿道について、急カーブの改良、歩道の設置、狭小幅員の解消などについて道路管理者であります東京都西多摩建設事務所に継続して要請し、ご理解をいただいているところでございます。

西多摩建設事務所においては、国道 411 号線の災害防除事業を計画的に実施しており、平成 30 年度においては、鳩ノ巣トンネルから白丸地域の間で 2 カ所の事業が予定されております。町としても唯一の基幹道路であることから、危険箇所の補修等について迅速に対応していただくようお願いをしているところでございます。



また、激甚化する自然災害に備えたダブルネットワークの構築として、町の悲願である多摩川南岸道路の全線開通に向けて、今、全力で取り組んでいるところでございます。愛宕トンネル、それから、将門トンネルが開通いたしました。今後は丹三郎までの、吉野街道までの全線開通について取り組んでいる状況でございます。この南岸道路が開通されますと、災害時のバイパス道路として十分に機能するものと考えております。現在では降雨量が時間 140 ミリ降りますと、古里のところから氷川まで全線が通行止めになってしまうということでございますので、早くこの南岸道路を開通させたいということで要請をしているという状況でございます。

ご質問の多摩川左岸を古里方面に向かう尾根越えの道の必要性につきましては、平成 29 年第 2 回定例会において答弁させていただいておりますが、国道 411 号線の上部にある棚沢地域の集落は、過去に崩落した将門以西にあることから、有事の際には雲仙橋を渡り、多摩川南岸道路経由で氷川方面、青梅方面にアクセスすることができます。また、雲仙橋が通行不能になった場合は、国道 411 号線の海沢大橋から多摩川南岸道路経由で青梅方面にアクセスすることができます。

今回、清水議員からご提案いただきました棚沢地域東部から正法院上部を經由し、西川線林道へ通じる道路の整備につきましては、棚沢地域の地形状況を見ますと、JR から上部については、地形が急峻であること、また、正法院に隣接して山際まで墓地が存在すること、急傾斜地崩壊危険箇所を横断することなどから、道路を構成するための構造物も大規模なものとなり、物理的に困難な道路の建設は、災害時の際に崩壊する危険性も高いことから、災害用道路としての役割を十分に発揮することは難しいと考えております。

議員からは棚沢地域における孤立化対策という内容で改めてご提案いただきましたが、町内においては、小河内地域、日原地域の孤立化が最大の懸案であり、4 年前の大雪の際には日原地域が 2 日間、小河内地域にあつては 1 週間孤立し、自衛隊並びに東京消防庁のヘリコプターにより、食料や衣料品、燃料などを空輸いたしました。町にあつては地形が急峻・狭隘なため、道路事情が悪く、大きな災害時には相応のリスクを伴いますが、万が一の災害時にはまずもってご自身が居住する自治会の避難場所に参集し、自らの安全を確保することは何よりも優先される事項であり、このための訓練を毎年防災訓練として繰り返し実施しているところでございます。

行政が管轄する主要道路につきましては、災害時には緊急車両の通行が優先されることから、近年、「この道路は災害時には一般車両は通行止めとなります」という表示版が設置されることになりました。これは災害によって負傷された人たちを救急車で医療施設に

搬送したり、火災を消火するための消防車両が迅速に対応できるための措置であり、一般車両は避難のために道路を占領してしまつたら、助かる命も助からず、消火できる火災も消火できないということになります。このようなことから、万一の災害時には、自らの自治会の避難場所に避難し、他の自治会等に移動しても移動先の自治会の避難場所が満杯になってしまうなどの問題も発生しますので、日ごろの訓練で行っている行動が大変重要となってまいります。町としては、今後も住民皆様の生命や財産を守る手段として、繰り返しになりますが、第一に自助の精神によって、自らの命は自らが守る、次に、共助の精神によって、隣近所で助け合う、最後に公助によって、自治体を公的機関の力で助けるということを基本に、さらには災害時に有効な多摩川南岸道路の早期の全線開通を都に要請するとともに、全自治会に設置している災害用備蓄倉庫には、住民1人当たり3日分の非常食料を始め、必要な機材や応急用の用品も備蓄しております。

また、既に全住民世帯に配布しております災害用持ち出し袋についても、今後、町に転入される世帯に配布することで、引き続き住民皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っております。

議員からは、道路と、災害に対する道路という面からご提案をいただきましたけれども、町は、ある意味では、いろんな災害に対するイエローゾーン、レッドゾーン、これからレッドゾーンの啓蒙もしていきたいと思っておりますけれども、そういう部分で道路を造る難しさ、あるいは道路を造った後にその道路そのものが災害にあうという部分で、多額の予算をかけてもいろんな部分で問題があるのかなというふうに思っております。

したがいまして、まず災害に備えることとしては、今年度の防災訓練でも住民の皆様にお願いたしましたけれども、自分の命は自ら守っていただきたい。そういうことを地域の中で話し合いながら、隣近所と共助をしていただき、最終的にはその期間が長くなった場合には、公助として避難場所等々含めて町が支援をしていきたいというお話をさせていただきました。

町の急峻な地形でございますから、そういう意味で、ぜひそういうことを各自治会の自主防災組織も全自治会ででき上がりましたので、そういう訓練も重ねていただきながら、自分の命、自助・共助・公助、これを原則にしていいただければありがたいなというふうに思うところでございます。

いずれにいたしましても、災害に備えた道路整備というのは、それなりのご提案をいただきましたけれども、できることとできないこと、あるいは多額の予算がかかること等々含めて、現在提案いただきましたことについては非常に難しいというふうに考えております

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 住民の安全・安心のための引き続きのご尽力をお願いしておきたいと思います。

再質問でございますけれども、先日、住民の方から、以前全戸配布された奥多摩町土砂災害ハザードマップを見ていると、自宅の裏山が崩れるかもしれない、心配でしょうがないといったお話を伺いました。各家庭に配布されたハザードマップは、おおむね当該自治会に関する情報ですので、棚沢自治会内では、予測される自然災害で被害の及ぶ範囲が広く、危険性の低い範囲は限られた場所というのが現状でございます。ご本人の希望は、役場の担当職員に一度現地を立ち会っていただきたいということでございました。

また、ハザードマップにおける災害の想定範囲では、その危険性が土地や家屋の取得、あるいは転入転出の際の判断材料になることが想定されます。実際ハザードマップが原因で、心配の種が増え、跡取りの子どもが家を離れそうだとお話を伺っております。さらに、土地の取引価格の低下につながれば、町有地の資産価値が減少しますし、固定資産税にも影響が出てくるものと思われまます。さまざまな問題はともかくとしまして、まずは、このような土砂災害に対する住民の心配や不安の声に対して当面、町としてどのような対応ができるのか、再度この点についてお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4番、清水明議員のハザードマップ等関係の再質問にお答えいたします。

町では全戸にハザードマップを地域ごとに、土砂災害の警戒区域等を示したものを配布しておるところでございます。これにつきましては先ほど町長からも答弁ございましたけれども、このハザードマップにより危険箇所を、危険といいますか、そういう箇所を住民の皆様にご理解いただくと同時に、各地域においてそれぞれの地域で対応等を考えていただくために自主防災組織等も組織させていただいて、その中で各自治会で話し合っていたらこうということがねらいでございます。

ここでレッドゾーン、イエローゾーンの関係で、今、西多摩建設事務所と協議をしているというお話を第3回定例会の一般質問の中のご答弁でもさせていただきましたけれども、また、それに伴ってイエロー、レッドに基づいたハザードマップ等も提供するというようにしております。また、その際には各自治会に出向いて、私もまた西多摩建設事務所、東京都等の職員、防災関係の職員を伴って、各自治会で出前講座を実施したりですとか、ハ

ザードマップを利用してどのような形で、どのような経路で安全を確保しながら避難をしていただくかというような経路の部分についても、その中で各自治会とともに協議をさせていただいて、住民の安全・安心を図っていきたいというふうに考えておりますので、またその際には各自治会、また自治会長等を通じて話し合いの場等を持つ機会も持たせていただきますので、そのような対応でご理解をいただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、よろしいですか。

○4番（清水 明君） よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

それでは、2問質問させていただきます。

農作物有害鳥獣対策事業について。各地で野生動物による被害が多発していると報道で見ました。それによると、兵庫県淡路市では約20年にわたりイノシシによる被害が続いています。市は年間1億円をかけてわなや電気柵を設置しているが、被害は後を絶ちません。そこで、8月からオオカミ型ロボット、スーパーモンスターウルフを導入しました。野生動物が射程圏内に入ると、LEDライトと約1キロ先まで響くオオカミの声、イノシシの悲鳴、自然界に存在しない音など57種類の音をランダムに発し、害獣を追い払います。北海道や千葉県では実績があります。淡路市の実証実験は来年3月まで続きます。設置したことによる騒音の苦情は来ていないと言います。

町も平成29年度決算で約2,900万円をかけて対策を行っていますが、スーパーモンスターウルフは1基約50万円ぐらいなので、検討して導入していただけないでしょうか。町としてのご所見をお伺いします。

続いて、2問目です。避難所となる体育館への空調設置について。この夏、日本列島は大阪北部地震、西日本集中豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの自然災害が相次ぎ、各地で甚大な被害が発生しました。また、日本の気温上昇は世界の平均より速い速度で上昇しており、災害レベルとも言われた今年の猛暑により熱中症の被害者も多く出ました。

近隣の自治体としては、今年一番暑い地域の上位に青梅市の名前も挙がりました。そして近年、局地的豪雨が頻発しており、水害・土砂災害への危機とともに、首都直下地震に

も備えなければなりません。災害に対する住民の不安が一段と高まっており、住民の命を守る対策を迅速に講じる必要があります。

このような状況を見て、東京都では避難所となる学校体育館への冷暖房設備の設置に助成する案を示しました。そこで、奥多摩町においてもその助成制度を活用し、来夏に間に合うよう早急に対応され、設置できるように望みます。ご所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、農作物有害鳥獣対策事業についてであります。シカ、イノシシ、サルなど、野生鳥獣による農作物や森林などへの被害は全国的に拡大しており、平成 28 年度における全国の被害額は、農林水産省の発表によりますと、農作物が 172 億円、その内訳は、シカによるもの 56 億円、イノシシによるもの 51 億円、サルによるもの 10 億円、その他、クマ、ハクビシン、アライグマなど 55 億円となっております。また、森林についての被害額は発表されておりませんが、面積では 7,800 ヘクタールの被害があったと林野庁が発表しております。

町におきましては、昭和 51 年 11 月に東京都に生息するシカが乱獲により絶滅の危機にあるとしてシカの捕獲が全面的に禁止されました。その後、シカの生息数や生息域は拡大し、平成 16 年 7 月 11 日には川苔山周辺で発生したゲリラ豪雨により、シカの食害で裸地化していた大ダワの山林が崩壊し、当時では町営水道でありました町の水源に土砂が流れ込むという大きな被害が発生をいたしました。このため私は、同月 23 日に都知事に森林被害に対する緊急要望書を提出し、シカの捕獲及び裸地化した森林の復旧等の対策を強化するよう要望いたしました。

これを受け、東京都では、翌年の平成 17 年 9 月に第 1 期シカ保護管理計画を策定し、本格的な駆除を開始するとともに、治山事業等の復旧事業も本格的に行われました。当町におきましても、他県同様に獣害は依然として深刻なものとなっております。

被害の拡大の要因としましては、地球温暖化による越冬環境の変化、個体調整を担っている狩猟者の減少と高齢化、山間部の過疎化による耕作放棄地の増加などにより森林と集落の区分けがはっきりせず、野生動物が集落に出やすい環境となっていることなどが挙げられております。

依然としてシカ、イノシシ、サルによる被害は全国的に拡大している状況で、町におきましても有害鳥獣の被害防止に努めているところでございます。

さて、ご質問のオオカミ型ロボット、スーパーモンスターウルフの導入についてであります。スーパーモンスターウルフについては、北海道大学及び東京農業大学との共同で実証実験を行い、北海道の企業で開発されましたオオカミ型の獣害撃退装置で、野生動物の本来の天敵であるオオカミそのものの姿をしており、体長は 65 センチメートル、体高は 50 センチメートルで、ソーラーパネルによる太陽光発電とバッテリーにより稼働して、目の部分が赤色等の LED で強烈に点滅し、胴体にはスピーカーが設置されております。センサーにより、およそ 20 メートル以内に動物等を検知すると動物が慣れないようオオカミの咆哮や猟犬の鳴き声、猟銃の発砲音、人の叫び声など、57 種類、最大 90 デシベルの威嚇音を発し、約 1 キロメートル四方にまで威嚇音が響き、シカやイノシシが畑に侵入するのを抑制するものであります。

平成 29 年度から全国各地で試験導入が始まり、千葉県木更津市の農業協同組合が最初に試験導入し、イノシシによる水田への被害が大きく減ったという実績があります。また、兵庫県淡路市においてもイノシシによる農作物の被害に悩まされており、今年の 8 月からスーパーモンスターウルフを導入し、実証実験を行っており、現在、自治体や農業協同組合、農家など全国各地で 40 台が平たんで見通しのよい畑や田んぼなどに設置され、稼働している状況と聞いております。

奥多摩町におきましてもイノシシの被害が多く発生していることから、箱わなや足くくりわなを設置し、餌付けを行いながら行動を把握するため、センサーカメラを設置し、捕獲作業を実施しております。その結果、イノシシの捕獲数が平成 29 年度は 11 頭だったものが、平成 30 年度は現在 23 頭と 2 倍の頭数を捕獲している状況でございます。

いずれにいたしましてもスーパーモンスターウルフの導入につきましては、他県や市などで実証実験を進めておりますので、その結果なども考慮し、研究・検討するとともに、今後も引き続き、奥多摩猟友会との連携を図り、銃器や箱わな及び足くくりわなによる捕獲を強化し、町民の皆様が安心して農作物が栽培できるよう、さらなる獣害対策を進めてまいりたいと思っております。

私も一度テレビで見ましたけれども、このウルフ、昔から言われているようだけれども、天敵はウルフと同じような部分でございます。この天敵を一時は生きた天敵を入れるというお話がありましたけれども、オオカミを入れると、過去にはいろんなことがあったというようなことから、今やっている方法で少しずつその頭数、いろんなものを含めて獣害の駆除をしていきたいというふうに思っております。

特にシカに関しましては、当時は雲取周辺に 2,000 頭いたというふうに言われておりま

すけれども、一時駆除の一番ピークの時点では年間 500 頭駆除いたしました。現在でも駆除を続けておまして、人家に出てくることもありますけれども、年間で約 130 頭から 140 頭ぐらいを駆除しているという実態でございます。

と同時に、シカは減ったんですけれども、今度はイノシシが増えてきたというような問題もございます。また、サルの問題もあります。それから、ずっと経年で見ておますと、徐々にその被害を受ける場所が移動しているというようなことも考えられますので、いろんな点を勘案しながら電気柵の問題等々含めて、その地域の皆さん方が農作物をつくるのに支障のないように、今後いろんな観点から獣害の駆除と同時に、対策も実行していきたいというふうに思っております。

次に、避難所となる体育館への空調設置についてでございます。近年、毎年のように、日本各地で豪雨や地震などの自然災害が発生しております。特に、本年の大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震を始めとして、多くの犠牲者や土砂災害などの被害は記憶に新しいところでございます。

広域避難所となっている学校の体育館へ空調設備を設置することに関しましては、平成 30 年 9 月第 3 回定例町議会において、2 番、大澤由香里議員からの一般質問に対しまして答弁させていただいておりますが、避難所は、被災者の生命の安全を確保する役割と一時的に生活する施設として重要な役割を果たすもので、切迫した災害に対して危険から逃れるための避難所と一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保する場所が区分されました。特に被災した住民を災害の危険性がなくなるまで、必要な期間滞在させる広域避難所は、住民が避難している期間、良好な生活環境を保ち、被災者の健康管理を施す必要がございます。

大雨による土砂災害や夏場の暑い時期に、地震災害は冬期を含めて発生するため、広域避難所へエアコンを設置し、有事に備える必要があると考えております。

ご存じのように東京都知事は、都内の公立小・中・高校の体育館に冷房などの空調設備を設置するため、補助制度を設ける方針を平成 30 年第 3 回定例都議会で表明いたしました。これは児童・生徒の熱中症対策だけではなく、災害時に避難所として使われるための居住用環境の改善に目指すものであります。都内の公立校で普通教室の冷房設置率は、昨年小・中学校で 99.9%でございますが、体育館、武道場などは 8.4%にとどまっております。

一方、町の状況を見ますと、小・中学校すべての普通教室では冷房は設置が完了いたしました。今後は特別教室については、古里小学校で図工室が、氷川小学校で家庭科室、図

工室、理科室、相談室、学習室、多目的室が、奥多摩中学校では技術室、美術室、被服室、調理室が設置されておられませんので、計画に沿いまして今後これらのところを計画的に実行してまいりたいというふうに思っております。

また、小・中学校の体育館につきましては、学校や川井スポーツコミュニティ施設も含めて現在冷房は設置されておられません。

体育館の冷房につきましては、児童・生徒の健康管理はもちろんのこと、災害時における避難者の良好な生活環境や健康管理を保つためには有効な方法であると考えております。しかし、整備をするには多額の費用を要するため、すぐに設置することは、現在の町の財政状況から厳しいものがございます。

東京都では、災害時に住民の避難所となる公立小・中学校の体育館について、大規模災害や猛暑に備えた災害対策の一環としてエアコンの普及を図るため、購入と比較して初期費用が抑えられる利点があることから、リース制度を活用してエアコンを設置する区市町村への補助事業を決定いたしました。

また、今夏の暑さや地震などの災害を受けて、市区町村立の小・中学校の体育館にエアコンなどを設置する費用 81 億円を国の補助に上乘せする補正予算案が発表をされました。このため今後はこれら東京都の補助制度の動向を見ながら、設置に必要な財源確保を図るとともに、設置について検討してまいりたいと思っております。

この体育館のエアコンの設置でございますけれども、町では、児童・生徒の教育環境の整備を各計画に沿って始めてまいりました。

一つには、各教室を木質化するという事業が全部完了いたしました。現在始めておりました各教室にエアコンを設置するという部分も特別教室を除いて完了いたしました。それから小・中学校の体育館でございますけれども、耐震構造の部分も完了いたしました。したがって、地球温暖化の問題、あるいは災害時の避難の問題等含め、また、気候の変動によりまして小学校、中学校等々の私自身も卒業式、入学式に毎回出席させていただいておりますけれども、昔に比べて非常に夏の暑さ、特に入学式、卒業式等については寒さですね、これらも考えなきゃいけないなというふうに思っております。

そういう点では、ご提案いただきましたことはもっともでございますけれども、一遍に、同時にというのはなかなか困難でありますので、財源確保をしながら、この問題について計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

もう一方では、これは工事の期間の問題もございます。学校の授業をやっているときには、各学校の冷房施設を順次やりましたけれども、一度にできませんので、夏休みを利用



して設置してきたということでございますので、こういう問題も含めて、前向きにこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問ではなく、お願いとなりますが、せっかく東京都で区市町村を支援するというふうに知事が言いましたので、うちのほうの都議会も一生懸命それを引っ張り出すのに去年の9月から都議会公明党としては去年は3回お願いして、あと定例会で代表質問では都民ファーストさん、自民さん、共産党さん、公明党、4会派がいずれも空調設置の強化を訴えましたけど、その中でもうち頑張ったんで、活用していただいて、災害はいつ起こるかわからないんで、明日起こるか、3年後なのか、ちょっとわかんないですけども、急なときの対応も災害の関係は全部掌握されていると思いますが、いち早い対応で予算を使っていただいて設置していただければとお願いになりますけども、その一言を述べさせていただいて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時14分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは、1項目、青梅との観光の広域連携についてご質問させていただきます。

奥多摩町はJR奥多摩駅を中心として愛宕山、奥多摩湖、日原鍾乳洞と景勝地があり、年間約212万人の観光客が来町しており、また、多摩川の上流には山梨県丹波山村、小菅村が、下流には青梅市が隣接して広域的な観光拠点になり得るかなと思います。この中で、丹波山村、小菅村は広域的な連携がなされておりますが、下流の青梅市の間には定期的な連携が少ないと感じます。実際、交通網として西東京バスは、青梅市御岳－奥多摩間の路線がなく、多摩川沿いの散策路も境界を隔てて通じていない状況です。青梅市と奥多摩町

は経済的、文化的に密接に関連があり、もっと各部門で定期的な交流や情報交換、そして観光に関してもハード面やソフト面でも今後連携の必要があろうかと考えます。

以上を踏まえて以下お伺いいたします。

1点目として、青梅市、奥多摩町間における今までの観光行政の連携の状況についていかがだったか、お伺いいたします。

2番目として、奥多摩町は5つのセラピーロードを観光の目玉にしておりますが、隣接の御岳から多摩川沿いに通じる散策路や遊歩道がなく、観光客の流入を促進するためには、この多摩川沿いで連絡する散策路等を整備して御岳駅下車の観光客の方々が徒歩で川井に流入しやすくし、一体的な観光拠点になる工夫が必要ではないかと思いますが、ご所見はいかがでしょうか。

3番目として、バス路線に関しても御岳―川井間は接続しておらず、広域的な観光客の流入を促進するためには路線の連絡が必要不可欠と考えますが、経緯やご所見をお伺いいたします。

以上3点よろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員の青梅との観光の広域連携についての一般質問にお答え申し上げます。

近年の町の観光は、森林セラピーや第2次登山ブーム、トレッキングなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成29年度に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した観光入込客数調査によると、日帰り客133万7,000人、宿泊客17万1,000人、行祭事・イベント入込者数61万4,000人、合計212万2,000人で、前回調査の5年前との比較では35万7,000人の増加、率にして20.2%の増加となっております。

また、奥多摩駅前の観光案内所における観光客の案内件数も年間6万3,000件を超え、中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国人観光客であり、英語対応は年間2,000件以上にも上ります。

このように年々観光客が増加しておりますが、その要因としては、これまでに取り組んできたキャンプ場や溪流釣り場、温泉センターなどのハード事業、観光客誘致のための各種観光イベントの開催や特色ある観光パンフレット、山里歩き絵図などのソフト事業の成果が徐々にあらわれていること、また、町の観光の柱として推進してまいりました森林セ

ラピー事業が世の中から注目を浴びるようになり、癒しのまちとしての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

ご質問の1点目の青梅市、奥多摩町間における今までの観光行政の連携の状況についてではありますが、行政の規模などで連携も変わってまいりますが、現在、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉の増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とした西多摩地域広域行政圏協議会において、西多摩8市町村が一体となった観光の連携を行っております。

昨年度は、観光入込客数調査の実施及び初めての取り組みといたしまして、西多摩地域魅力発信PR事業西多摩フェアでは、自然や文化、特産品など8市町村それぞれの地域資源を生かし、自治体の区域を越えた連携の取り組みにより、西多摩の魅力を一体的に発信することで、地場製品の消費拡大と観光客誘致を図ると同時に、物品販売、観光PR及び各市町村公式キャラクターの紹介などを通じて、地域の住民が西多摩の魅力を再発見し、未来の西多摩を担う人材が育つよう8市町村が連携してイオンモール日の出で開催をいたしました。本年も7月21日の土曜日と22日の日曜日に開催し、2日間の合計客数は7万3,917人の来場があったと聞いております。各市町村では観光パンフレットの配布や観光PRを積極的に行ってまいりました。

また、本年9月の1カ月間には、エキュート立川の3階にある東京観光情報センターPRスペースを西多摩地域広域行政圏協議会において借用し、奥多摩町、青梅市など西多摩8市町村の観光パンフレットなどの展示、配布を行っております。また、一般社団法人大多摩観光連盟においては、隣接する丹波山村、小菅村を含む大多摩10市町村で大多摩地域の広域観光事業の振興、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与する観点から、観光宣伝及び観光客の誘致などの連携を行っております。

特に、平成24年度から4カ年実施した「多摩げた食の祭典大多摩B級グルメ」は、平成24年度、25年度では東京サマーランドで、平成26、27年度では青梅市役所駐車場で開催し、10市町村のグルメを出店し、奥多摩町では「わさび丸ごと根っ辛うどん」が誕生し、好評をいただいた経緯もございます。

また、本年9月12日には、御岳山観光協会と奥多摩観光協会及び商店組合等により、青梅・奥多摩の秋の観光振興目的に「青梅・奥多摩もみじ協定」が締結され、協定では「奥多摩・もみじ・大爆発!!」をキャッチフレーズに相互に連携し、紅葉のPRなども行っております。

次に、2点目の奥多摩町は5つの森林セラピーロードを観光の目玉にしておりますが、

隣接の御岳から多摩川沿いに通じる散策路や遊歩道がなく、観光客の流入を促進するためには、この多摩川沿いで連絡する散策路等を整備して、御岳駅下車の観光客が徒歩で川井に流入しやすくし、一体的な観光拠点になる工夫が必要かと思うについてでございますが、御岳から川井方向への遊歩道につきましては、東京都の計画により多摩川沿いの遊歩道及び国道・都道などのルートを通る延長 25 キロメートルの吉野氷川線遊歩道の整備計画があり、青梅市日向和田・国立公園境界を始点に、奥多摩町登計が終点に位置づけられています。

現状では御岳から西側の川井丹縄方面の市境までは、多摩川の両側の遊歩道が併設されておりますが、丹縄以西は町道から国道を通るルートで川井に結ばれております。

町では毎年、東京都予算編成に対する要望や東京都環境局による自然公園関係予算要求に係る連絡会において、丹縄以西を引き続き多摩川沿いを歩ける遊歩道となるように、吉野氷川線遊歩道の早期全線整備及び既存ルートの安全確保等について要望しているところでございます。

長年の要望の結果、東京都が調査を行ったところ、地形的な理由等により遊歩道が極めて困難なところもあり、地元自治体との連携により対応・検討するとの回答をいただいているところでございます。引き続き、町では早期全線整備が可能となるよう要望してまいりたいと思っております。

最後に、バス路線に関しても御岳・川井間は接続しておらず、広域的な観光客の流入を促進するためには路線の連絡が必要不可欠と考えますが、経緯やご所見をお伺いしますについてでございます。町を走っている西東京バスは、奥多摩駅を起点として、小河内、日原、大丹波方面に 10 路線と山梨県の丹波山村と小菅村に 3 路線の計 13 系統の路線が運行されており、奥多摩中学校を始めとする小・中学校への通学や地域住民及び観光客の交通手段として利用されております。

観光シーズンには、乗車待ちで長蛇の列となるバスの利用客も観光シーズン以外の平日や冬場の利用はめっきり少なくなり、バス路線の運行維持に厳しい状況が続いており、町では、議員もご承知のとおり、西東京バスに対して毎年 5,000 万円を超える補助金を支出しております。また、隣の青梅市では、西東京バス、西武バス及び都営バスの 3 事業者がバスを運行しておりますが、沢井、梅郷、小曾木、成木地区等の郊外部におきましては採算性の確保は難しい状況にあり、できるだけ経費の節減を図りながら公共交通を確保していく方針とのことであります。ちなみに青梅市における平成 29 年度のバス路線維持に係る公共負担額は 1 億 3,500 万円を超える額となっております。

現在、御岳と川井の間にはバス路線は接続しておりませんが、バス会社によりますと、JR青梅線が国道411号線の青梅街道に沿って運行されており、需要が見込めず、青梅市、奥多摩町にさらなる赤字の補填を強いる可能性が強いこと等が接続していない理由として挙げられております。

また、西東京バスは青梅駅から青梅街道に沿って、御岳山のケーブル駅下まで運行しておりますが、こちらについては、もともと御岳駅からケーブル駅下までの路線がメインであり、青梅駅から御岳駅までのバスは回送用であったとのことで、採算は見込めないものの、回送で走らせていたルートを地元自治体等の意向により営業路線化した経緯があるとのことでございます。

現在、町では毎年多額の補助金を支出している中で、収益の向上と経費の節減を図るため、定期的に西東京バスと勉強会を開いておりますが、住民の足を確保するための公共交通維持と観光客の利便性の向上を図るための方策並びに高止まりをする公費負担額等々、いかにバランスをさせていくかが課題となっております。

こうした状況の中、御岳・川井間の接続は現状では難しいと考えております。特に、先ほど申しあげましたように、一般的に言われる部分と実際にお金がかかかって、どうするかという問題が一番大きな問題であります。したがって、私たちが考えるには、とても採算が合う路線ではないというふうに思っております。

特に、過去には西東京バスが奥多摩の周遊道路で檜原村とのバスを開通したことがあります。数年やりましたが、とても採算に合わないんでやめております。そういう状況でありますので、一度いろんな意味から、まして今、御岳から、一方では奥多摩まで歩く人たちが増えております。そういう意味では、むしろそちらに力を入れるべきであって、バスをそこに走らせるというのは、遊歩道の設置とバス路線との総合性という意味では若干の私は矛盾を感じますので、なかなか難しいのかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

特に再質問はございませんけれども、ご答弁の中で、吉野氷川線遊歩道につきましては、毎年東京都のほうに要望書を出して、引き続き働きかけていただけるということで、ぜひともバス路線の関係も重複して決めたということではございますけれども、遊歩道につきましては多摩川沿いに安心・安全な遊歩道を整備していただいて、健康増進とか、観光客の増加が果たせばいいなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、3番 澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは、1点お伺いさせていただきます。古里診療所の存続についてお伺いします。

今年10月下旬に古里診療所の一時休診についてという回覧が町福祉保健課より出されました。医師自身の健康上の理由により閉院したいという申し出があり、やむを得ず11月27日火曜日をもって一時休診することとなりますとの内容でした。

氷川地区には町立奥多摩病院、その他医療機関がありますが、病院としては古里地区には古里診療所のみです。古里診療所は多くの古里地区の方が利用しておりますが、古里地区以外からも多くの方が通院していると聞いております。

古里には古里小学校や文化会館、商店や企業等もあり、古里地区の緊急以外の病院として大切な診療所です。特に、高齢者の方の患者が多く、車で送迎をしてくれることもありがたいと感謝されています。

また、若者定住化対策、子育て支援が現在の町の重点施策であり、町に転入を検討する方にとって病院（診療所）等があり、医師が近くにいるということは定住を決める際の重要な事項だと思います。

今後も地域医療を支える公設民営の医療機関として古里診療所の存続をしていく意向と回覧には記載されておりました。古里診療所の存続について、現在の状況等をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の一般質問にお答え申し上げます。

古里診療所は、古里地区における中心的な医療機関であり、これまでも一時期を除いて、町が診療施設を用意し、民間の医師が運営する公設民営の形態で、長く地域住民の安全・安心のよりどころとなっておりました。

この11月27日に診療を終えられた皆川先生でございますけれども、当時としては、古里診療所は現在でも福祉保健課が所管をしておりますけれども、奥多摩病院と古里診療所はございまして、古里出張所に併設をしておりました。医師が亡くなったり、あるいは医師が確保できないというようなことから、しばらくの間無くて、私自身が平成5年ござ

いますけれども、保健福祉課長のときに、同時に古里の医師とそれから歯科医師がいなくなりまして、この2人を招聘するために一定の期間を要して皆川先生に来ていただいたという経緯がございます。それ以来、皆川先生は非常に地域の人に愛されて25年間やっていただいたわけがございますけれども、自分自身の体の問題ということでございますので、これもやむを得ないのかなということでございます。

この間は、今申し上げましたように、子ども家庭支援センターのところに古里出張所がございました。そこで診療を始めていただき、特にそのとき求めたのは、当時は歯科診療所は個人に貸してやっていたんですけれども、診療所についても個人でやっていたんですけれども、きちっとした公設民営で建物は町が造る、機材等も先生が言うような機材をちゃんと用意すると。そのかわり診療内容等については先生にお任せすると。それから、その費用についても先生自身がきちっと運営していただきたいというようなことを基本にずっと参っております。

おかげさまで、そういう状況でございまして、特に皆川先生については、防衛医大出身でございまして、大阪医大を経て町に来、当時としては青梅で診療しておりました。青梅で診療している先生を一定の情報に基づきまして、先生にやってもらいたいというお話をしたとき、先生自身は非常に快く了解をもらったんですけれども、そのとき25年前には、当時の青梅市議会議員であり、議長をやっていた川口議長の医療病院を建てた時期でございまして、そこに入居して、やっと定着始めたということで、当時の川口議長にもお願いを言って、こういう状況なんで、ぜひ先生をいただきたいという話で了解をもらったという過去のいきさつがございます。

そのときに皆川先生自身がこっちに来るに当たって相手方との契約の問題、あるいは自分のいろんな問題等含めて4,000万円必要であるというようなことから、議会にお話をし、東京都から無利子のお金をお借りして、条例をつくって4,000万円を貸し出したという記憶があります。これは古い条例を見ていただくとわかるんですけれども、そういうようなことをして皆川先生を招聘した当時のことを思い出しているところでございます。

先生が診療を始めた当時は、まだ人口は8,500人おりました。11月1日現在の人口では5,200人、約4割を減少しており、皆川先生からも年々経営が苦しくなっているというお話も聞いておりました。しかし、皆川先生は、青梅で整形外科医を始めたものから、整形外科の患者さん、恐らく私は内容を分析しておりませんが、半分以上の患者さんが地元ではなくて、従来からかかっていた整形の患者さんが青梅のほうから、青梅以外のところも含めて通ってきたのではないかなというふうに思っているところでござ

います。

もちろん町内の皆様方には、ワゴン車の送迎等も含めて非常にそういう意味では、地域等々の問題も含めて熱心にやっていただいたということに関しましては、大変感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、健康という問題でございますから、これは仕方がないなということで地域に回覧をし、あるいは広報等も含めて皆様方にこういう状況であるという通知をさせていただいたところでございます。

係長、あるいは担当課長がいろいろなお話を聞いたようでございますけれども、いずれも過去に手術をした部分が再発をして、日常診療に支障を来すというようなことでございましたので、そういう点ではやむを得ず判断をしたというところでございます。

これから、あるいは現在、古里地域の安全・安心の確保の観点から、診療機器の更新を始め、さまざまな先生の診療しやすいような更新をしながら図ってまいりましたけれども、今申し上げました健康の理由でございますので、これもいたし方ないなということで、10月に正式に診療終了の文書が私のところに届きましたので、了承したというところでございます。

診療の形態でございますけれども、先ほども申し上げましたように、今、奥多摩病院は赤字でございます。1億円以上の赤字でございますから、いろんな意味で、財政状況、町がどう運営するかということで、当時として公設民営方式をとらせていただきました。それは町が診療所の施設を整備して、お医者さん個人が自分の診療を自分の責任でやると。その部分を医療の機材等お貸ししますけれども、賃貸をして、その費用を町がいただくということでございまして、診療に関するもの、それから診療に関する看護師さん、あるいは医療技術者等々も含めて、個人が雇用契約を結んで、最終的には先生自身がそのこと自身にも責任を持ってもらうということで公設民営をしていただき、現在に至ったというのが現在の状況でございます。

そういう状況でございますけれども、町立奥多摩病院とは大きく異なった古里診療所の診察の方法でございます。町では公設民営の部分につきましても今後継続をし、実行していきたいというふうに思っているところでございます。

したがって、契約期間が満了前でございますけれども、そういう状況で、私自身が決断をしたということでございまして、11月27日からご存じのように、一時休診とさせていただきます。これはあくまでも私自身は一時休診であるというふうに考えておまして、古里地域の住民の奥多摩地域の中では古里地域の住民の人たちが、住民の人口とし



ては非常に多いところであり、小学校があったり、そういう部分もございますので、これからも同様に、公設民営の形式で古里診療所を継続してまいりたいというふうに思っております。

したがいまして、皆川先生がいなくなったのは突然でございますので、今後は公設民営としての診療所をしていただく医師の確保をしていくということが最も重要でございます。その担当は福祉保健課で担当しておりますけれども、あらゆる手と言いますか、PRをして、これに手を挙げて参入していただく人を見つけていきたいというふうに思っております。

私自身ももう既にいろんなところに声をかけながら、少しでも情報が入れば、その情報に基づいて、できるだけ早く医師の確保を職員と一緒に図っていくということを考えておりますので、しばらく古里地域の方は不便になりますけれども、奥多摩病院でも整形外科はございますし、常勤医師もございます。それから、現在では奥多摩病院に通院するバスの問題等についてもそれにシフトいたしまして、住民の皆さんが利用できるようにシフトしておりますので、こういう問題もPRしながら、今後の医師の確保に努めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、私自身の経験からいきますと、そんなに医師が簡単に確保できるというふうに思っておりません。相当のいろんな情報、あるいは自分自身、また、皆様方の情報をいただきながら医師を確保する、そういう覚悟でいかないと、当時としては2年ぐらいかかっております。歯科医師と皆川先生両方同時に確保できましたけれども、そういう点で、今後は医師の確保が非常に難しい状況でございますけれども、できる限り早くいろんな人脈を確保し、私自身の人脈を確保したり、あるいは民間ベースの広告、PR、あるいは募集等を確保しながら、再開ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。もちろん住民の皆さんが不便をかけることは承知でありますけれども、そういう状況等をぜひ議員の皆様方も過去から現在の状況等を含めて、何かあったときにはご説明をしていただければ、町が何もしていないということではなくて、努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご協力を賜りたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

公設民営、そして過去の経過、奥多摩病院は1億円の赤字という状況ながら、また多くの方にバスの巡回のシフトをしていただくということで、本当にありがとうございます。多くのまた、声もかけていただいてPRして、今後とも再開に努力していただくということでお話を聞いて本当にうれしく思います。

1点ちょっとお伺いしたいんですが、先ほど2年間かかったということでございます。早急に入ればいいんですけど、もし部屋があいた場合に、空気の入れかえとか、もしくは中にカビとかそういうことになって維持することもちょうと大変なのかなと思うんですけど、早期に入っていただくことがありがたいんですけど、そうすると、その間をどう維持していくのかをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 3番、澤本議員の再質問にお答え申し上げます。

現状の古里診療所の施設は、町の行政財産ということで普通財産に該当します。その関係で、診療施設につきましては、特別な条例がございまして、古里歯科診療所と合わせて診療施設にしか使えないというような条例になっております。そのため診療所としての利用しかできないわけですが、その間の管理につきましては、町の企画財政課契約管財係とも共同しまして、所管であります福祉保健課で定期的に見回るですとか、換気は常にしようというふうに考えております。

今ある機材につきましては、リース期間前ではございますけれども、3月末で返却をしまして、ある程度清掃等も定期的に行いながら、今、議員からご指摘ありましたようなカビなどの発生が出ないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） よろしいですか。

○3番（澤本 幹男君） どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

1件目ですが、JR鳩ノ巣駅に関する要望についてであります。

JR青梅線の合理化は、平成28年3月、シルバー人材センターによる簡易業務が廃止され、奥多摩駅を除く4駅が無人化となり、その後、運行本数の削減や4駅での券売機の撤去など、ここ数年一層加速化されています。

これらのJRの合理化に対し、町は西多摩地域広域行政圏協議会を通じてJR八王子支社への要望を続けるとともに、直近では町長自らJR八王子支社長に対して強く要望していただいています。

ただ、JRは一企業であり、利用者の減少等から多少の合理化はやむを得ないことも

しれません。しかし、住民にとって大切な公共交通機関であることから、利用者の安全の確保とサービスの維持には努めてほしいと思っています。

そこで、JR鳩ノ巣駅に関し、JR側に検討してほしい件があります。ぜひJR側への要望の一つにと願っています。町の考えをお聞かせください。

1つ目ですが、運行ダイヤの編成についてであります。現在、鳩ノ巣駅での上下線の交換は、平日1本と土日祝日5本であり、ほとんどが古里駅であります。そこで、すべての上下線を古里駅交換にし、鳩ノ巣駅では下り線ホームだけを使用して乗降できるような運行のダイヤ編成ができないものでしょうか。それが可能となれば、高齢者の方が跨線橋を渡らずに乗降することができ、利用しやすくなるはずです。

2つ目です。駅構内の美化についてであります。鳩ノ巣駅は他の4駅に比べ、駅構内に雑草が生い茂る環境にあります。特に、南側、山鳩喫茶店のところを上がったところ、結構道路のほうまでつるが延びていることも結構あります。また、ごみの投げ捨てなどもあり、観光客の皆さんへの印象を悪くしていると思います。以前は地元の方やシルバー人材センターの方が業務中に行っていましたが、やはり駅構内の美化、特に草刈りについてはJR側に考えてほしいと思っています。

2件目の質問であります。山のふるさと村の運営についてお伺いいたします。

山のふるさと村は、東京都内に残る貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成2年に開園した都立の自然公園であります。現在、町が都から委託を受け、管理運営を任されています。

ここでは奥多摩の豊かな自然の中で、自然観察や散策、自然体験などができ、また、いろいろなイベントも年間を通じて開催されています。山のふるさと村は、だれでも奥多摩の自然をいろいろな形で楽しむことができる貴重な自然公園であると思っています。

この11月3日、4日、山のふるさと村において恒例の秋まつりが開催されました。ちょうど紅葉が見ごろを迎え、天候にも恵まれ、小さなお子さんから高齢者の方まで、また、犬を連れた方など、多くの方々でにぎわっていました。特に小さなお子さんの喜んでいる姿がとても印象に残っています。

当日は、鹿島踊りや小河内バンバンカンパニーの実演、地元歌手による奥多摩の歌などが披露され、だんご汁や炭の配布では長い列ができていました。また、地元の方による出店などもあり、訪れた方は秋の一日をのんびりと楽しんでいたようであります。

私は、この山のふるさと村が奥多摩観光の目玉の一つであると思っています。ところが、奥多摩観光の人気スポットの中で上位にランクされていません。それは施設が観光客のニ

ーズに合わないのか、ちょっと奥まったところにあるために行きづらいのか、それともアピール不足なのか。自分としては、施設の内容はイベントなども奥多摩のよさを十分生かしたものであるし、施設の方もよく頑張っていると思っています。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、山のふるさと村が奥多摩の人気スポットの中で上位にランクされていないのはなぜだと思いますか。

2つ目、山のふるさと村をさらに奥多摩の自然が楽しめる施設にするためにどのような運営を心がけていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 高橋邦男議員の一般質問に対する答弁から行います。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、JR鳩ノ巣駅に関する要望についての1点目、運行ダイヤの編成についてであります。鳩ノ巣駅における列車の交換は、議員が申されるように、かつてと比べると少なくなっております。これは、平成28年3月及び平成30年3月のダイヤ改正で、昼間の利用客が少ないこと等から運行本数が15往復から10往復に削減され、運行間隔が45分に1本程度になったことが要因の一つであると考えられます。

ご質問では、列車の交換をすべて古里駅とし、鳩ノ巣駅では下り線ホームだけを使用し、跨線橋を渡らずに上下線の利用が可能となれば、高齢者等への配慮もできるのではないかという内容でございます。

町としては、提案された高齢者の問題等含めて、非常に検討する事項だと思いますけれども、つい最近の情報で確認したところによりますと、一旦そのようにしてしまった場合には戻すことができない。というのは、臨時電車、あるいは、それ以外のダイヤ編成をす

るときに、今、提案されたようなことをやってしまうと、もとに戻せないというようなデメリットの部分があるということもはっきり確認されましたので、そういう点では現在、青梅・奥多摩間の東京アドベンチャーラインの問題であるとか、ラッピング電車であるとか、多いときに臨時電車の運行等々も含めて、そういう臨時電車等々も走らせていただいておりますので、メリット、デメリットを含めて長期的な問題を考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

これについては、つい最近の出来事でございますので、確認しておりますので、そういう点で今後ともどっちのメリットが町にとって、あるいは観光ブーム、あるいは住民にとってという問題を含めて判断をし、また要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の駅構内の美化についてでございますけれども、鳩ノ巣駅ではホーム等の構内や一般車や歩行者が通行するエリアにもツルや雑草が生い茂る環境にあり、特に今年は夏の暑い日が続いたため、その傾向は顕著であり、地元住民や棚沢自治会からの情報もいただきながら、町企画財政課から青梅駅やJR八王子支社の総務部企画室、あるいは設備部へ草刈りを含めて、駅構内の美化の要請を数度にわたって行ってまいりました。

これに対しまして、鳩ノ巣駅の管轄であります青梅駅によりますと、経営の効率化、合理化等により、現在では青梅駅から週1回の各駅の見回り及び清掃業務も厳しい状況との回答がありました。11月には町からの要請により、全域ではありませんが、臨時的に草刈りを行ったと報告を受けております。引き続き、ご要望のありました事項については働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

また、このような幾つかの要望がございましたけれども、毎年1度、西多摩広域行政圏協議会で八王子支社長とそれぞれの首長が一堂に会して要望、あるいは意見交換を行っております。また、今年は特別の事項を含めて青梅市長と私と要望を行った事項もありますけれども、そういう点を含めて、いろんな部分で何かありましたら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議員からの要望、あるいは懸案事項の2点をいただきましたけれども、観光路線でございますので、昨日お話をしましたように、奥多摩の駅の改修、あるいは御岳駅の改修も始まっております。これも先日、何日か前でございますけれども、青梅の駅長からは内容を聞いたところによりますと、相当の額をかけて改修をするということでもありますから、私自身も期待をしておりますし、また、そのようにできるのではないかなというふうに思います。八王子支社長とお話をすると、中央線もそうであるけれども、青梅線も観光という意味では最重要視しておりますので、そういう点についてはいろんなことをやっていき

い。駅前のマルシェもそうですし、それから臨時電車、ラッピング電車等々も含めて積極的にやっていただいていることは事実でございますので、観光立町を標榜する町としても感謝をすると同時に、皆様方からいただいた観光の問題、日常の問題等も含めて、細かな問題についてもこれから広域行政圏協議会、あるいは事務レベルの協議を含めて積極的に要望を実現するように申し出ていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の山のふるさと村の運営についてでございますが、山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に大規模な集団施設地区を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成2年10月末に開園した秩父多摩甲斐国立公園内にある東京都の自然公園施設でございます。

園内には、テントサイト、ケビンサイトがあり、宿泊することができ、ビジターセンターやクラフトセンターも併設し、自然体験プログラムや木工、陶芸、石細工、自然食教室（そば打ち）などを体験することができます。また、平成18年度より東京都から指定管理者として指定を受け、運営・管理を行っているところでございます。

この山のふるさと村につきましては、かねてからいろいろ申し上げておりますけれども、奥多摩はこの建設に伴いまして、地元の雇用の問題、あるいは地域の活性化の問題等を含めまして、この問題については決定をし、現在まで来たという状況でございます。そういう点では、自然公園内ということで、一部の部分が制約をされておりますけれども、非常にそういう意味では、若干でございますけれども、議員がおっしゃるようなことが幾つか出てきたのかなという感じはしないでもございません。

29年度の入園者数では6万3,707人、前年度比で7,308人、10.3%の減少でございます。観光事業は、どこのいろんな観光事業もそうでございますけれども、天候不順、あるいは台風等に非常に影響を受けます。8月以降の天気の不順等によりまして通行止めになったり、閉園になったりということが減少の原因になったのではないかなというふうに思っているところでございます。

年間を通じてのイベント実績では、奥多摩都民の森、檜原都民の森、山のふるさと村の3施設合同による春の自然散策、秋の自然散策等や治助芋の種まき・収穫体験、ヤマメ・マスのつかみどり、星空観察会、ゆずの収穫とそば打ち体験、炭焼き体験を含む25項目の主催イベントとビジターセンターのイベントでは、女性のためのはじめてソロキャンプ、秋のこどもキャンプ等6項目を実施し、イベントと自然体験教室など好評をいただいているところでございます。

また、春まつりでの来場者数は1,548人で、秋まつり2,422人、冬まつりでは478人、もちつき大会やだんご汁の配布、お楽しみ抽せん会、特産物の販売、鹿島踊りや原の獅子舞、大道芸・小河内バンバンカンパニー・奥多摩の歌の実演、昔の遊びコーナー、ビクターセンターやクラフトセンターの体験教室などを実施し、当日は、無料送迎マイクロバスの運行も行い、多くの皆さんにご来場いただいているところでございます。そのほかに毎年秋に山のふるさと村音楽祭を開催しており、昨年度は雨天のため、福祉会館で実施し、入場者数は200人となりましたが、本年度は10月14日日曜日に開催し、天候にも恵まれ、1,012人の来場があり、多くの皆様が豊かな自然環境の中で、自然の美しさと音楽を満喫し、自然と音楽を身近に感じていただき、自然環境の保護や地球温暖化対策としてのCO2の削減の大切さをPRするとともに、一流の演奏者を招き、音楽を通じて演奏者及び参加者との文化交流を深めることなども行っております。

議員が申されますように、人気スポットの上位ランキングにつきましては、個々のとらえ方、評価でいろいろ違いがありますが、今後も引き続き魅力あるイベントや自然体験教室などのアピールを行うため、「広報東京都」「広報おくたま」やホームページのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

この広報等については、東京都全体に東京都の広報の中にもきちっと載っております。なかなか公が広報して、それにいろいろな意味で関心を示してくれるというのは難しい部分もありますけれども、根気よくいろいろな機会を通じてPRをして、この問題に対処していきたいなというふうに思っております。

それから、山のふるさと村をさらに奥多摩の自然が楽しめる施設にするため、どのような運営を心がけていますかでございますけれども、本年、平成30年度上半期においては、クラフトセンター体験者数は昨年度に比べて増加しております。キャンプ場及びレストラン利用者へのスタンプラリー券の発行、クラフトセンター各教室で1日をかけて作る特別体験の実施や冬季利用促進として期間限定でケビン棟すべての宿泊者へのクラフトセンター体験無料券の配布、送迎用マイクロバスを活用して温泉行きイベントを実施するとともに、12月から2月の期間をケビン利用料金の半額割引を引き続き行うなど、さらなる集客を図ってまいりたいと思っております。

高橋議員から提案がありましたことについては、そのとおりでございまして、少しずつでございますけれども、根気よく一定のことを続けていくということが非常に必要だと思っております。それは、一つの例を申し上げますと、奥多摩がある一定の場所、これは飲食店でもそうですし、それからちょっとした有名といいますか、そういうところもそうで

すけれども、テレビが放映をしますと、お客さんが来ます。これは間違いなく来ます。来た後の1週間か10日は、その飲食店も含めて並ぶような状態が続くことも事実です。そういうことも大事ですけれども、終局的に大事なのは、お客様に対する信頼感、あるいは奥多摩町に対する根強いファンをたくさんつくっていくということでは、地道であるけれども、同じことを繰り返しながらPRをし、また、お客さんに対するもてなしもレベルアップをしていくということが重要だと思っておりますし、そのことが結果として10年たってみたらお客が倍になったよというような形になればいいなということで努力し、努めてまいりたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

JR関係でも毎年、要望の機会でいろいろ強く要望していただきまして本当にありがとうございます。答弁の中でも、JR側というのは青梅線を観光路線という認識で考えているというお話がありました。自分は個人的には、JR側と実際に直接話したことはないんですが、余りサービスの維持ということについて力を入れてないような、乗り気がないのかなということを感じているんです。確かに駅の改修だとか、それから列車にラッピングですか、観光客の方にいろいろサービス、そういう面のサービスは結構やっているなのを感じたんですが、例えば先ほどの草刈りみたいな美化だとか、あるいは観光客の方とか、我々住民もそうなんですけど、利用者に対する態度というんですかね、そういうものに余りサービス精神を感じない部分が、これは個人の考えなんですけれども、ですから、そういう部分のサービスというのも観光の町としてはJR側にお願いしたいなというふうに思っています。

テレビなんかを見ますと、ローカル線、銚子電鉄だとか、栃木のほうにも、群馬のほうにもありますけれども、それだけのサービスの状況を見ますと、そこまではできないかなとは思いますが、やはり迎える側として、町の一員としてJR側にもぜひ話し合いを持たれたときにひとつ協力のほうをお願いしたいなというふうに思っています。

それから、山のふるさと村についてもすぐに一挙にというわけにはいかないと思いますので、本当に粘り強く奥多摩のよさをそのまま残して、ぜひ多くの方が楽しんでいただけるような施設ということで町のほうでもひとつお願いしたいと思います。

お願いということで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、9番、原島幸次議員。



〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

それでは、1点質問させていただきます。公営栃久保住宅の修繕についてでございます。

公営栃久保住宅は、鉄筋コンクリート造り2階建て20戸は昭和55年に建設され、38年経過しており、建物の老朽化が随所に見られます。また、建設当時とは生活環境も変わっており、設備の老朽化や間取りの不便さなど、さまざまな問題や課題が出てまいりました。一部には住居人からの要望で修繕した建物や設備もありますが、先般、小学生のいる住人の方から、玄関や廊下の内装部にカビが生え、子どもたちが汚い、嫌だなと嫌がっているとのこと、また、玄関入り口の屋根にはコケが一面に生えていて見栄えが悪いので、何とかならないかという意見がございました。

近年、大阪北部地震、北海道地震等各地で地震が発生し、大きな被害が出ております。当町においてもいつ大地震が起こるかわかりません。公営栃久保住宅の建物は、そろそろ耐用年限を迎えるに当たり、今後の方向性について町の所見をお伺いさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の公営栃久保住宅の修繕についての一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の公営栃久保住宅は、昭和55年に公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、当時の公営住宅等整備基準（昭和50年建設省令第10号）により、簡易耐火構造の住宅4棟20戸と、共同施設として集会所及び児童遊園、自転車置き場を整備した公営住宅で、現在も20世帯、48人の方に入居をいただいております。この建物につきましては、議員のご指摘のように、整備後38年が経過しており、経年劣化による設備の老朽化や間取りの不便さ、湿気対策など、さまざまな問題や課題が発生しているところであり、場合によってはいろんな対処療法をしてみましたが、完全に解消に至っていないというのが実態でございます。

こういう点検をしながら、要望、修繕箇所の情報収集に努めながら、居住者が安全で快適に住めるよう、その都度修繕を重ねてきているところでございます。また、経年劣化した公営・町営住宅につきましては、各戸の状況を踏まえ、利用されている皆様の状況やニーズに応じて、より安全で快適な居住空間を長期にわたり提供することを目的として、平成26年2月に奥多摩町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。この計画は、安全

で快適な住宅を確保するため、予防保全の観点から計画的な改修や改善、建て替え、長寿命化に関する計画を策定し、良好な住宅ストックの確保及びライフサイクルコストの縮減を図ることを目標として、すべての公営・町営住宅を対象に3段階の判定項目について調査を実施しております。

1次判定では、経年劣化、需要、高度利用の必要性と可能性及び修繕履歴による評価を行い、維持管理、建て替え、用途変更、廃止の判定となりますが、1次判定において判定できない建物については、継続して2次判定を行います。2次判定では、1次判定の結果、継続判定とされた建物を対象に、躯体の安全性や居住性の評価の順に評価を行い、住棟別の事業内容を検討するものであります。さらに3次判定では、1次判定及び2次判定の結果を踏まえ、6項目から団地単位、または団地の一部を対象に総合的に検討を行い、建物別の事業内容に関する最終判断により更新時期を決めております。

公営栃久保住宅の4棟20戸の団地につきましては、既に耐用年限に近づきつつあることから、1次判定の結果、整備手法の方針として、建て替えとの判定が出ており、奥多摩町公営住宅等長寿命化計画では、平成37年に建て替えとされておりますが、公営栃久保住宅には現在継続して居住されている方が大勢おられ、そうした方たちに建て替えの際に居住いただく仮住居を整備するための用地が必要であることから、平成29年度より地権者に協力をいただき、少しずつ今、近隣に用地の確保に努めているところでございます。

今後の建て替え事業につきましては、ただいま申し上げましたように、仮住居の用地の確保を含め、全体的な事業費、戸数の問題等検討する要素が多く含まれていることから、居住者の皆様の理解と協力をいただきながら、社会情勢や経済状況の変化などを踏まえつつ、慎重に検討してまいりたいと思っております。

特に、今申し上げましたように、もうあの住宅は、ある一定の年限が来ておりますけれども、これを建て替えるに当たりましては、くどいようでございますけれども、入居している人をどうするかという問題を一番考えなきゃいけない問題だというふうに思っております。

したがって、入居していただきながら新しいところをつくり、そこに入っていただくというのがいいのかなというふうに思っておりますので、若干ずつでございますけれども、あの栃久保の地域の土地を譲っていただける方々が少しずつ出てきておりますので、その用地取得を今始めているという状況でございます。種地をつくれば、一度に移転をしなくても種地によって徐々に工事をしながら、今住んでいる人たちを回転させるという方法もあると思っておりますので、いろんな方法を含めながら、この問題に取り組んでいきたいと

いうふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（原島 幸次君） るる大変細かいご答弁ありがとうございます。特に質問はございません。終わります。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

それでは、1件質問させていただきます。ドローン共同研究の進捗状況と実用に向けた見通しについてお伺いしたいと思います。

ドローンの有効活用を目指して、平成28年度に入門機の購入予算が計上され、ドローンの活用研究が始まり、早3年が経過しようとしております。

平成28年5月24日には専門機関との共同研究契約が締結され、国家戦略特別区域の認可を活用して研究が進み、研究成果の公開が平成28年8月26日に第1回目、同年12月2日に第2回目、平成29年12月5日に第3回目が計3回実施されてきました。

平成28年第一回議会では澤本議員が、平成29年第二回議会では清水議員が一般質問の質問しておりますように多方面での活用が期待されます。近隣の自治体では、物資輸送の実験が成功したとの報道もあり、また、朝日新聞平成30年8月18日付の報道では、国土交通省が一定の条件のもとで、島・山間部に限ってドローン配送を月内にも解禁する主旨の発表がありました。町のドローン研究計画の進捗状況と実用に向けての見通しについてお聞かせください。

研究の進捗状況と実用に向けての見通しについて。

共同研究に係る費用について。

共同研究の契約相手と契約内容について。

国家戦略特別区域の認可期限が平成30年6月30日までとなっていますが、再認可されているのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員のドローン共同研究の進捗状況と実用に向けての見通しについての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1点目の研究の進捗状況と実用に向けての見通しでございます。町では、平成28年5月から大学共同利用機関法人情報・システム研究開発機構、国立情報学研究所、通称N I I（エヌ-アイ-アイ）と共同研究の契約を結び、これまでに3回のプレス発表を含め、小型無人機ドローンの実証実験及び研究を進めてまいりました。現在の状況であります。平成30年度に入り、3年目の共同研究に係る契約を締結し、次の3つの技術デモンストレーションを町の実環境で実施する計画が掲げられております。

1つ目として、ドローン間通信による飛行中の衝突回避技術、2つ目として、行方不明者の捜索、そして、3つ目として、医薬品の配送であります。ただし、現状としましては、町の登記原総合グラウンドにおいて実証実験は行われておりません。この理由としましては、それぞれの技術検討はN I Iの研究室において進められてきましたが、研究実施体制の変更等に伴い、実験飛行を実施するための人員を適切なタイミングで確保することができなかったことによるものであるとの説明を受けております。

当初、研究計画の策定段階では、3つの飛行試験項目のうち、行方不明者の捜索に関するプレスリリースを予定しておりましたが、ただいま説明したように、本課題を担当する技術チームがそろそろ時期が限定されており、試験飛行の実施に必要なテストとシステムの改良を十分に行うことができず、デモを伴うプレスリリースの実施を見合わせたものであります。

N I Iでは、年明け早々から新たなチームを編成し、次年度にプレスリリースを行えるよう検討している状況であるとのことでございます。

実用の見通しにつきましては、まずは研究チームの編成が必要であり、その後の実証実験の進捗状況によって左右されるものと考えております。一方で、この研究の中心者であるプレディンガー教授によりますと、産業応用の可能性として目指すものは、より便利な社会の実現としております。研究で得られた収集データの解析により、次に起こること、必要とされることが正確に予測され、正しい情報の提供や対応がなされるようになり、より安全で住みよい環境づくりに有益な研究であるとしております。

町としても、当初より技術開発のためのフィールドを提供するという立場であり、将来的に私たちの生活に還元できるよう、共同研究に参画をしているところであります。

平成28年度一般会計当初予算において計上しましたドローン購入費10万円につきましては、当初、町職員が操作する目的でありましたが、平成29年3月の第1回定例町議会一般会計補正予算（第6号）の説明の中で、国立情報学研究所（N I I）との共同研究を進めており、当該予算について皆減する旨を説明させていただいております。

次に、2点目の共同研究に係る費用についてであります。当初からこれまでに町予算からの支出はありません。

3点目の共同研究の契約相手と契約内容であります。大学共同利用機関法人情報・システム研究開発機構の藤井良一機構長並びに国立情報学研究所コンテンツ科学研究系のヘルムト・プレディング教授が契約相手となっております。

また、契約内容につきましては、「ドローンと機械学習を活用した社会インフラ適用に関する研究」を研究課題としており、その内容は「無人航空機等に機械学習を進化させたモニタリングと制御システムを搭載して、社会インフラ改革のための技術開発を行うこと」としております。

そのほかに町施設及び設備の利用や知的財産権の帰属、秘密の保持、研究成果の取り扱い等についての内容が明記されております。

最後に、4点目の国家戦略特別区域の認可期限が平成30年6月30日までとなっております。再認可されているのかについてであります。認可申請につきましては、平成28年12月に内閣府主催の第14回東京圏国家戦略特別区域会議において、東京都から提案された多摩地域でのドローン特区が認定されましたことに係るものであります。

認定内容につきましては、使用する電波の周波数帯が通常の2ギガヘルツ帯から5ギガヘルツ帯に引き上げられ、ドローンでの撮影・操作性が向上・安定し、より詳細な画像の撮影と分析が可能となるものでございます。

このドローン特区を活用した実験が、議員皆様にも参加をいただき、平成29年4月に東京都政策企画局が主導で、町の登記原総合グラウンドにおいて実施しました民間事業者であるルーチェ・サーチ株式会社による土砂災害発生を想定した孤立化対策等の実証実験であります。

したがって、この認可は町と共同研究を行っているN I Iの実証実験のためではなく、東京都が提案したものであり、都としても以後の認可申請は行っておりませんが、そのことによるN I Iの実証実験への支障はないことから、町として特区認定に向けた予定はございません。

いずれにしても、N I I自体が情報学という新しい学術分野での「未来価値創成」を使命とする国内唯一の学術総合研究所であり、情報学における基礎論から人工知能、ビッグデータ、I o T、情報セキュリティといった最先端のテーマまで長期的な視点に立つ基礎研究並びに社会課題の解決を目指した実践的な研究を推進している研究機関であります。

ゆえに、直接製品の实用化や量産品の生産を行う企業ではなく、技術開発を行う研究機

関であることを改めてご理解いただきたいと思っております。

今、非常にわかりにくいんですけども、今までやってきた部分というのは、私自身は、無人ドローンがドローンの機械を買っていろんなことができるのではないかなという発想のもとに買って、それをいろんな形で実験してみたらどうかなということで予算を提案させていただきました。その結果、皆様方にも見ていただきましたけれども、技術的な問題を解決しないと、現在いろんなところで、あきる野市もそうでございますけれども、パフォーマンスはやっております。こういうことができるんだ、ああいうことができるんだとパフォーマンスをやっておりますけれども、現実にはまだそれを輸送する、あるいは画像を利用する等々の問題が完全にできておりません。それは、国が与える周波数の問題、それからこの実験でやってまいりました衝突を回避する問題、あるいはある一定の距離を飛ばして帰らせる方法、これも完全にまだできておりません。そういう点で、そういう実験を重ねるためにフィールドを貸してくれということでもありますから、今、私どもはお金を出さず、契約をして、その研究に対してフィールドを提供しているというところでございますので、早くそういう研究を前に進めていただきながら、このドローンを買えば、この中には研究でやった結果が全部入っていると、衝突回避の問題も入っているよと、遠いところへ飛んで行って帰ってくる問題も入っているよと、画像もきれいだよというのできた段階で、初めて町自身がドローンを買って、自分のところで使えるようになるのではないかなというふうに私は思っております。

したがって、まだまだそこまでは行っておりませんので、研究に対するフィールドを貸しながら、東京都の企画政策局と共同歩調をとりながら、この問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、これが早く利用できるようになることが一番の願いでございます、その最初の発想は、一つには、大雪のときもそうございましたけれども、災害のときもそうございますけれども、遠いところの画像は早く入手できるということがまず一つ。それから、医薬品や食料をそれが送れないかということ、そういう問題を頭の中にありますので、そういうことができるようなドローンができたときにはドローンを買って運用を始めたいというふうに思っておりますし、それまでにまだ整理しなければいけない国の電波の問題、あるいはドローンそのものをどうしていくかという問題があるようですので、それらを積み重ねていきたいなというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 確認とお願いをしたいと思えます。平成 28 年度の業務報告を

見ますと、システム研究機構及び株式会社エンルート3者で共同契約となっているんですが、29年を見ますとエンルート社というのはなくなっちゃって、2者契約に変更になったのかということを確認をさせてもらうことと、非常に特に、奥多摩みたいな山間部については、ドローンにすごい期待を持っています。29年の12月以降、1年間、何の状況の報告もなかったのも、非常に心配になっている人が多いと思うので、非常に難しい技術で、技術が確立されないと使用の機会が増えないというのはよくわかりました。ただ、この1年間、何の報告もなかったんで、非常にそこら辺が心配なので、できれば中間報告でもいただけたらよかったかなというふうに思います。その点、ちょっと済みません、よろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員さんからの再質問につきましてお答え申し上げます。

1点目でございます。事務報告書のほうになるかと思えますけれども、平成28年度のいわゆる町との契約相手という部分でございます。N I Iとエンルートというところで3者間の契約でございました。その後、町と国立情報学研究所、いわゆるN I Iとの2者間の契約内容というふうになっております。これについてはそこに記載のとおりでございます。このエンルートというのは、いわゆるドローンのメーカーでございまして、当初はN I Iにドローンを提供するというところで共同研究を進めていたというところなんですけれども、その後については、特にN I I側でエンルートと共同にやらなければいけないという理由もなくなったということで、独自にN I Iのほうでドローンを購入しまして、町と2者間の契約内容に変更されたということになっております。

平成30年度につきましては、N I Iの部分は継続でございますけれども、さらに具体的にというところで研究の主任教授と申しますか、担当であるプレジデント教授という個人名も明記されて、3者間の契約に今至っているという状況でございます。

それから、2点目でございます平成29年の12月のプレス発表以来、1年経過した中でこれまでの状況について報告がなされていないということでございます。こちらにつきましては、町としましても、そこで3回進めてきた中で、若干その辺についての情報提供が少し欠けていたかなというところがございます。ご心配をいただいているところでございますので、動きがあるなしにかかわらず、中間報告的な部分、広報等を通じて、提供できる部分についてはさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 何回も言うようで申し訳ないのですが、非常にドローンに、災害対策等に期待を多く持っていますので、ぜひいい方向でこれが活用できるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

私は、本定例会に1件の一般質問を行います。件名は、江戸前アユの多摩川上流まで復活させる取り組みについてでございます。

東京都は、大田区の調布取水堰下流地域でアユの遡上調査を昭和58年から行っておりますけれども、今年の遡上は994万匹と推定をしております。平成23年度から遡上数が急増し、平成24年度に最高値を記録いたしましたけれども、下流域の堰を越える前のごさまでございまして、994万匹のうちどれほどが上流まで遡上したのか不明のようであります。

アユは1年で死んでしまう一年魚ですので、遡上数も年度の差が大きく、その年の雨量や環境に大きく左右されていると説明をしております。

最近、釣り人の間では、上流域で天然ものだとわかるアユが目に見えて増えているという話をよく聞きます。下流で脂ビレを切ったアユが秋川の中流域にも戻ってきており、檜原村に上っていることが確認をされております。多摩川の上流にも数はよくわかりませんが、相当の数が遡上しているものと思っておりますけれども、奥多摩地域の多摩川は、ご案内のとおり、川井の堰や莫大な資金を費やして建設をいたしました白丸ダムの魚道など、アユの遡上には大変厳しい環境の場所もございます。アユ釣りのシーズンになると多くの釣りファンが訪れております。

2020年東京オリンピックを見据えて、東京湾から多摩川を遡上する江戸前鮎を復活させる地域協議会、座長に井上信治衆議院議員も江戸前アユを復活させる取り組みを行っております。

アユを自然の生態のままに多摩川上流に遡上させるには、多くの問題もあると思っておりますけれども、町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕



○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の江戸前アユの多摩川上流まで復活させる取り組みについての一般質問にお答えを申し上げます。

近年の多摩川は、河川環境などの改善により多くのアユが遡上し、平成 22 年には 196 万尾だったものが、平成 30 年の調査では 994 万尾ものアユの遡上が確認され、5 倍もの大幅な増加となっている状況であり、全国でも有数のアユが遡上する河川となっており、多摩川のアユは江戸前アユと呼ばれ、観光資源としても大きく期待をされています。

天然アユの稚魚については、東京湾からの遡上が毎年 3 月下旬に始まり、6 月上旬まで続き、河川に遡上した後、アユは川底の石につく珪藻や藍藻を食べて成長し、体長 20 センチメートルから 25 センチメートルほどに育って、10 月から 11 月ごろに産卵し、産卵した卵は 2 週間から 3 週間ほどでふ化をして、体調 5 ミリメートルほどの仔魚となり、川を下って東京湾に入り、プランクトンなどを食べて冬の間を過ごし、河川の水温が上昇する春先になって川を遡上し、その寿命は 1 年とされています。

アユの天然遡上数は、年により大きく変動することが知られており、多摩川でも、ここ数年で 1,000 万尾から 150 万尾まで変動しており、変動理由については明確にわかっておりませんが、前年の秋の増水による産卵促進や冬期沿岸域での海流などの環境によると言われています。

多摩川には堰などの河川横断構造物が設置されており、アユの遡上の妨げとなっているため、汲み上げ事業が実施されています。この事業は、遡上の途中で下流域に滞留するアユを効率的に捕獲し、トラックで上流部に運搬して放流するというもので、これまで上流部では各漁協が養殖業者から購入したアユを放流しており、それらが釣られるアユの大部分を占めておりましたが、上流部に汲み上げた江戸前アユは、汲み上げアユと呼ばれ、釣り人に親しまれ、滞留するアユを水産資源として有効活用していることが報告されています。

また、アユの遡上の妨げとなっている堰には、アユの通り道である魚道が整備され、上流域に遡上できるようにするため、魚道機能を維持するための維持管理が重要となることから、東京都は国とともに連絡会を設置し、堰を管理する各機関と連携してガイドラインに基づく魚道の点検を行うとともに、魚道以外の場所に迷い込んだアユを遡上させるため、漁協が行う土のうを活用した簡易魚道の設置を支援しています。

アユの遡上については、都民や釣り人などから関心が高く、水産資源としても重要なため、昭和 58 年から多摩川下流部で遡上調査を実施しており、3 月下旬から 5 月末まで多摩川下流域の大田区に設置した小型定置網で東京湾から遡上してくるアユを採捕し、多摩

川の遡上数の推定を行っており、平成 21 年に現地点で調査を開始して以降、3 月及び 4 月の月間入網数は、本年が最も多い値となりました。

5 月も入網数は好調を維持し、遡上盛期となった 12 日には 15 万尾以上の入網があり、最終的には多摩川へのアユ遡上数は、調査開始以降 2 番目に多い 994 万尾と推定された調査結果が報告されております。

この地点より上流で遡上数調査を実施していないため、多摩川の各地点での遡上数は不明となっておりますが、下流で実施しました脂ビレを切除した標識放流により、多摩川本流では青梅市御岳まで遡上していることが明らかになっております。

議員が申されますように、「江戸前鮎を復活させる地域協議会」は、井上信治衆議院議員が座長となり、あきる野市、昭島市、日野市の 3 市長、地域の衆議院議員、都議会議員、市議会議員、東京都内水面漁業協同組合連合会会長、土地改良区理事長、国土交通省京浜河川事務所長、関東農政局利水整備課長補佐、東京都水産課長をメンバーとして、本年 3 月に立ち上がったもので、現在、アユの遡上に障害となっている日野用水堰、昭和用水堰の遡上促進に向けて検討を行っております。

東京都におかれましても今後、アユの遡上環境を一層向上させるため、専門家や地元自治体、漁協などを交えた新たな会議を立ち上げ、魚道機能回復のために行う堰の上下流に堆積した土砂の撤去や新たな簡易魚道の開発など、堰、魚道の機能の維持改善策を検討していく予定でございます。

町でも平成 27 年度に策定いたしました奥多摩町内水面漁業基本計画に基づき、東京都の補助事業であります東京都内水面漁業環境活用施設整備事業を活用し、養殖施設の施設改良や 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、釣り場のバリアフリー化や外国人観光客の受け入れ体制を整備するための施設整備を進め、内水面漁業の振興を図ってまいります。

いずれにいたしましても、豊かな森林と、それを源とする美しい多摩川などの溪流に恵まれた町にとって、その魅力を観光資源として活用し、内水面漁業の活性化を図り、地域振興につなげたいと考えておりますので、このアユの遡上がさらに一段と多くなり、多摩川にもたくさん遡上してくることを期待しているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10 番（村木 征一君） ただいま町長のほうから前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

天然江戸前アユの多摩川上流への遡上につきましては、羽村の堰を始め、川井の堰や白

丸ダムの魚道など、一応魚道は整備をされておりますけれども、特に白丸ダムの魚道につきましては、先ほども申し上げましたけれども、莫大な資金を投入してできた魚道ですけれども、果たしてどれほどの魚がこの魚道を遡上しているのか、わかりませんが、多摩川上流の市町村にとりまして、全く悲願でございますので、ぜひとも復活させる取り組みについて特段のご配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時19分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私からは、1点質問させていただきます。

日本の企業の99%は中小企業で、その中小企業の中でも従業員20人以下の小規模事業者は86%を占めるといわれています。小規模事業者の多くは、ほとんどの場合が同じ市区町村、隣町、同一県という狭い商圈の中で活動しています。そして、地方の町村部に行くほどに人口の減少、高齢化、地域経済の低迷といった問題に直面しています。奥多摩町はまさにこの状況に該当していると思われまます。

国は、こういった状況を地方創生にも通じる大きな課題だとして、小規模事業者の地域で果たしている役割や経済活動、雇用に光を当て、2014年に小規模企業振興基本法をつくりました。これを受けて、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、取り組みを強化している自治体も増えています。

町では昨今、営業をやめる商店が後を絶ちません。廃業する事業者に聞き取りをいたしましたところ、事業主の多くが高齢化や病気の発症などにより営業が持続できなくなったこと、加えて後継者がいないため、仕方なく店を畳むしかないという理由でした。ある店主は、

経営としては赤字にはなっていないので、体さえ動けば、利用してくれる町民のためにも続けたい、後ろ髪を引かれる思いだとやるせない気持ちを語ってくれました。

町の商店は単なる商売にとどまらず、街づくりの大きな一翼を担っており、シャッター通りが増えれば衰退感が増し、そこに住む人々の活力にも少なくない影響を及ぼします。せっかく若者定住策を推進しても、町に魅力がなくなれば定住に結びつきません。また、地域のお店がなくなることは、高齢者の日常生活にも大きな不自由を強いることになり、買い物に外出しなくなることで体力や精神生活にも影響します。

町の地域経済の発展と町民生活の向上のためには、中小企業、小規模企業が地域に果たす役割とその重要性を行政、町民の皆さん、支援団体、金融機関、教育機関など関係団体が認識し、そして地域を支える中小企業、小規模企業を地域が一体となって応援できる体制づくりを進めることが必要だと考えます。

そこで伺います。

1、町は小売店などの果たしている役割や課題をどうとらえ、小規模基本法に基づき、どのような施策を講じていますか。

2、空き店舗対策は常に問題になりますが、同時に、休廃業しない取り組みが大事ではないかと思えます。町の見解を伺います。

3、地域経済への波及効果や街づくりに重要な役割を果たしている商店を応援する施策が重要です。全国でも商店版リフォーム助成制度を実施している自治体は増えています。2017年度では107自治体に上っています。町としても導入を検討・推進すべきではないかと思いますが、いかがですか。

4、以前、奥多摩駅前のトイレの改修について要望したところ、駅前総合開発と同時に実施する計画だと伺いました。その点についてどうなっているのか、町の見解を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の魅力ある町づくりに向けて、既存商店への支援策、商店版リフォーム助成制度についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、小規模企業振興基本法の趣旨として全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模企業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠であると言われております。

しかしながら、小規模企業は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化等、我が国経済

の構造的変化に直面し、他方、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業者の役割が重要であるというふうに考えております。

また、平成 25 年に改正された中小企業基本法では、小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけておりますが、今回はさらに一歩進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく、基本法を策定することが背景とされております。

法律の概要では、小規模企業の振興の基本原則として小規模企業者（おおむね従業員 5 人以下）を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展を位置づけております。また、小規模企業施策についても 5 年間の基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組みをつくるなど、具体的には小規模企業者による需要に応じたビジネスモデルの再構築、多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出及び地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じることが示されております。

このことから中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興については、その基本原則、基本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的に、平成 26 年 6 月 20 日、第 186 回通常国会において成立し、同月 27 日に法律第 94 号として小規模企業振興基本法が公布されております。

ご質問の 1 点目の町は小売店などの果たしている役割や課題をどうとらえ、小規模基本法に基づき、どのような施策を講じているかについてでございます。小売店は、コミュニティの担い手である安全、安心、福祉、環境、子育て、高齢者の相談相手、文化の創造、歴史の伝承など公共的な役割を持っている側面も兼ね備えており、また、商店を取り巻く環境変化の中で、子どもや高齢者等が歩いて買い物できる機能は、無くてはならないもので、商店として持続させていくべきであると考えております。

小売店などの商店という存在は、地域をつなぐ役割や地域の生活・買い物環境の場などの要素が大きな比重を占めております。

しかし、全国的に大きな課題である少子高齢化による人口減少対策や地域経済の活性化、就業者の拡大と定住化を図るためには、企業・事業者の誘致と起業者・就業者への支援をどのようにしていくかが課題となっております。

現在、森林・林業の再生を主目的とした企業や製造業者が過疎地等での廃校校舎、あるいは使われなくなった施設や民家を活用し、事業の展開を進めていることから、町の土地・建物を活用した企業誘致を推進してまいりたいと思っております。

今後も町内での雇用の確保を図るために地域企業の育成と支援を行うほか、新たな企業や事業者の誘致も引き続き行うとともに、町の地域資源や観光客等を対象とした町でこそ行える起業の支援を推進してまいります。そのために起業するに当たって事業スペース等が必要であることから、町内の空き家、空き店舗を活用し、起業者が事業を興しやすくするとともに、事業相談なども行っております。

また、町の地域経済の活性化には観光客の増加が必要であることから、その対策を十分にとるとともに、現在でも福祉施設等においては人手不足の状態が続いていることから、町で就労を希望する人に求人情報を提供し、就労と定住化をセットにして促進をしております。そのほかに青梅商工会議所、一般社団法人奥多摩観光協会及び奥多摩商業協同組合と連携して、主に青梅商工会議所による地域の安全・安心、防犯等日常生活に不可欠な部分では事業承継や販路の拡大、売り上げアップのための巡回によるヒアリング等を通じ、専門家派遣を、また、イベント出店では100縁商店街、おきたマルシェ、オクターマーフェスト、ワンコイン奥多摩バルの利用により支援を行っております。

さらに、地域密着型で身近な商店街の活性化及び振興を図るために、奥多摩商業協同組合が主体となって行っております中元大売り出し事業に対して、平成29年度実績では、東京都より新・元気を出せ商店街補助金29万7,000円、奥多摩町商店街振興事業補助金9万9,000円を補助し、また、歳末福引大売り出し事業に対し、東京都より新・元気を出せ商店街補助金42万8,000円、奥多摩町商店街振興事業補助金42万8,000円の支援を行っているところでございます。

これらのことから、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進、経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進及び地域経済の活性化に資する事業の推進など、地域の商店の活性化に係る施策を講じているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、今問題となっているのは、商店街の後継者の問題です。特に今回いろんなところで、今年末で商店をやめるとのお話がありまして、内容を聞いてみますと、決して赤字ではないんです。赤字ではないけれども、継承してもらえないというようなことが大きな問題でございまして、今後こういうことを含めた小口融資等もやっておりますけれども、継承してもらえない人、ある意味では国において税制改正で相続をした場合に相続の問題を先延ばし、あるいは減免していこうという話が

進んでおります。そういうことを踏まえながら、今後、早いうちに継承していただく人が、おれが次にやってみようということを醸成しなければいけないのかなというふうに私自身は感じております。そういう点がございまして、ワサビに関しても継承してもらうためにワサビ塾をやっておりますけれども、逆にこの支援をどうしていくかというのが課題であるというふうに思っております。

次に、2点目の空き店舗対策は常に問題となりますが、同時に休廃業しない取り組みが大事ではないかと思えます。町の見解を伺います、の質問でございますが、町では青梅商工会議所と連携し、都内中小企業の底力向上と将来の成長に向けて、経営課題の発見や気づきから短期・中長期の課題解決までを切れ目なく、一気通貫に支援することから、東京都中小企業活力向上プロジェクトの制度を紹介をしております。この制度は、都内の支援機関として東京都産業労働局、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会など、6つの機関が参画する実行委員会組織のもと、各地域の商工会議所・商工会の経営指導員が中小企業診断士や専門家と協力しながら、企業ニーズに応じたきめ細かい伴走型支援を実施するとともに、助成金等の出口支援策につなげており、経営のステップアップをフォローしております。

実際に町内の小規模事業者で、このプロジェクトを活用した実績としては、メニューの改善、売り上げ増加や集客についての専門家派遣も行っております。また、多摩島しょ地域の小規模事業者を応援する多摩島しょ経営支援拠点として、東京都商工会連合会が主体となって、地域の商工会議所・商工会と連携して行う事業承継や事業継続に向けて第三者からアドバイスを受けたい、専門的な支援を受けたいといった相談内容に対して、コーディネーターと専門家が直接企業に訪問して、課題の解決のサポート・アドバイス等を継続的に行う支援事業を紹介しております。

実際にこの支援を活用した実績としては、スマートフォン対応によるホームページの構築に4事業所、事業承継の仕方や進め方では3事業者に対して専門家の派遣が継続的に行われており、2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、東京都に訪れる外国人旅行者の拡大に向けて、都内宿泊施設の受け入れ環境の充実がますます重要となってくることから、東京都及び公益財団法人東京観光財団が主体となった支援事業が行われております。

支援事業の内容は、都内で営業を行っている民間の宿泊施設で、対象施設は、ホテル、旅館、簡易宿所、営業でインバウンド対応支援強化補助金として、外国人旅行者の受け入れ対応の強化の取り組みに支援が行われ、補助対象経費の2分の1以内で1施設当たり

300万円が限度となっており、補助対象メニューは8項目あり、町の事業者の活用では、主に飲食店や旅館等の客室のトイレの洋式化における支援が行われており、平成29年度実績では2事業者、平成30年度では11月末現在で2事業者が補助事業を利用して施設整備が行われております。

また、補助メニューの中で、無線LAN環境の整備では、施設内に無料公衆無線LAN・Wi-Fi（ワイファイ）を設置した場合に、機器購入費とこれに係る設置工事費の補助事業があり、補助対象経費の2分の1以内で1施設当たり75万円が限度となっており、町の事業者の活用では本年度の実績で1事業者が補助事業を利用し、無料公衆無線LAN・Wi-Fi（ワイファイ）の整備を行っております。

次に、3点目の地域経済の波及効果や街づくりに重要な役割を果たしている商店を応援する施策が重要です。全国でも商店版リフォーム助成制度を実施している自治体は増えていきます。町としても導入を検討・推進すべきではないかと思いますが、いかがですか、についてのご質問でございますけれども、町では、町外で優秀な技術及び人材を保有する事業者を本町に集積し、地域経済の活性化及び定住化の促進を図るため、奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置制度を平成29年4月より整備し、空き家等を活用した各種事業を展開できるようにしております。

この小規模事業者等進出に係る優遇措置制度は、町が所有する物件を優先的に活用することや、空き家バンクに登録している物件を優先的に活用できるほか、改築や改装に係る経費についても一定の基準を満たしていれば、若者定住応援補助金（限度額200万円）の対象となるよう設定をしております。この優遇措置制度を活用し、平成29年度は1件の実績があり、空き家バンクに登録されていた物件を取得し、店舗として小売販売業の開設を行っております。

また、奥多摩町の小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定に資することを目的とした奥多摩町小口零細企業保証制度融資規則が整備されていること、また、商工業者等に資金を融資することにより事業の健全育成と振興を図ることを目的に整備されております奥多摩町小口事業資金融資規則の規定があり、融資の使途及び限度額は、設備投資（施設改善、機械類購入）で2,000万円以内、運転資金（商品仕入れ、原材料購入）で1,000万円以内となっております。

平成29年度の実績では、小口事業資金融資の決定件数は24件、決定総額は1億3,282万円、内訳として、設備資金が16件で9,902万円、運転資金が8件で3,380万円で、町からの小口事業資金利子等補給金は294万7,841円となっております。また、東京都信用



保証協会信用保証料補助金では、保証料2分の1の補助で171万6,840円の補助支援を行っております。そのほか本年4月には若者定住対策の中で、町に移住者が増えていることから、移住者の中には新しくお店を開業したい、空き店舗を使ってお店を開業したいという方がおります。

こういった現状の解消を図ることを目的とし、一定の条件のもと、設備資金・運転資金を合わせて500万円の貸付限度額の範囲で、小口事業資金融資（開業）資金制度を新設しております。

議員が申されております商店版リフォーム助成制度については、2016年度、全国商工団体連合会による全国に広がる商店版リフォーム助成調べでは、全国で62件の区市町村で補助支援の規定が整備されておりますが、その数は少なく、当町におきましては、個人住宅兼店舗併用型の小売店・飲食店等の事業所が多く、助成制度については、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

最後に、奥多摩駅は町の玄関口であり、駅前のリノベーションについては町内外から意見が聞かれるところであります。以前、奥多摩駅前のトイレの改築について要望した際に、駅前開発と同時に実施する計画だと伺いました。駅前のトイレは、来年度に改築予定だということですが、同時に実施するとしていた駅前開発計画の内容について、でございますが、現在、2020東京オリンピック・パラリンピック開催までに41カ所ある観光トイレを日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指して、整備、維持管理及び清掃方法などの一定の基準を設けておもてなしの心構えで整備を進めているところであります。

奥多摩駅前の観光用公衆トイレの整備につきましては、本年度観光施設整備事業費の中において、観光トイレ改修設計委託を予算計上しており、現在、JR八王子支社など関係機関にご協力をいただき、既存のトイレに併設されております京王自動車乗務員詰所の取り扱い、JR奥多摩駅舎や景観をあわせた検討を行っているところであります。

JR八王子支社では、季節ごとに1カ所の日帰りエリアや線区を指定し、首都圏8都県（東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、栃木、群馬、茨城）のJR駅等において送客に向けた集中宣伝を行っており、平成30年度7月から9月は、首都圏重点宣伝地域として青梅線に決定し、青梅線の観光流動創出の契機ととらえ、宣伝を強化しております。

宣伝強化の中では、青梅線の青梅から奥多摩間に、新たに東京アドベンチャーラインの愛称とロゴマークを設定し、自然の中でアウトドア・アクティビティを楽しむ路線としてのPR、「奥多摩もみじ大爆発」をキャッチフレーズに、エリア全体で連携して紅葉をPRする「青梅・奥多摩もみじ協定観光キャラバン」のソフト事業や、JR奥多摩駅につい

ても、現在の駅舎の魅力を生かしつつ、多摩産材を使用し、アウトドアの拠点としてリニューアルする目的で、JR奥多摩駅舎の改修工事のハード事業にも着手しており、乗降客の増加に努めているところであります。

議員が申されております駅前開発計画につきましては、2020 東京オリンピック・パラリンピック開催までに、JR奥多摩駅前の観光用公衆トイレを整備し、その後、社会経済情勢の変化や動向なども視野に入れ、地権者、地域の皆様、商店街や関係機関並びに関係者皆様にご理解・ご協力をいただきながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

町の中小企業支援策については、さまざまな支援をやっているということでしたが、先ほど町長おっしゃいましたように、町の商店が抱える問題は、やはり高齢化で後継者不足ということが一番の問題になっております。

若者定住策を重点的に推し進めている町に対して、幾ら住む人を増やしても町で働かない、買い物もしないのでは、町は衰退していくばかりだ、町の税金を使って優遇しても他市町村でお金を使うのでは町の活性化にはつながらないという声をよく聞きます。若者定住策と同時に、地域経済への波及効果や町づくりに重要な役割を果たしている小規模事業者、商店を応援する重点施策も重点課題として若者定住策と同じぐらいに取り組むべきではないでしょうか。

先ほど触れた中小企業小規模企業振興基本条例について、2018年6月時点では、全国で407自治体が制定しています。多くが地域における中小企業の役割、中小企業振興への自治体の責務、中小企業者等の責務、市民の責務などについて触れていますが、理念条例として自治体の考え方を示しています。

最も新しく制定された他自治体の例を紹介します。2018年9月に制定された愛知県犬山市の産業振興基本条例は、前文で、地域経済の利活用の促進や将来に向けた循環型経済の形成を通じ、魅力ある犬山をつくっていくことを掲げています。そして、基本方針として（1）地域資源の利活用を図る、（2）人材の育成及び確保を図る、（3）事業所承継のため担い手の確保や後継者の育成を図る、（4）地域における循環型経済の形成を図る、（5）新たな産業分野への進出や創業など、企業意欲の醸成や挑戦しやすい環境の整備を図る、（6）中小企業者の受注機会の増大を図る、を掲げています。とてもすばらしい内容だと思いますが、条例制定の意義は、自治体自身が中小企業ないし産業の振興をすると

いう立場を内外に明確にし、行政のスタンスを示すことにより、行政の姿勢の連続性を保証するという点にあります。

犬山市のように、まず奥多摩町の中小企業小規模企業振興基本条例をつくり、町自身が中小企業ないし産業の振興するというスタンスを内外に明確に示すことが重要ではないかと考えますが、町の見解を伺います。

空き家・店舗対策、休廃業しない取り組みについては、さまざまな定住策とあわせてやっているということでしたが、今、全国で取り組まれているものに継業支援というものがあります。継業とは、今まで接点のなかった第三者に事業を引き継ぐことです。地域のなりわいを引き継ぎつつ、移住者ならではの新たな視点により再活性化して地域で継続できるなりわいを営むことです。例えば、食材を売っていた個人商店が継業され、お店の奥にカフェスペースが新設されるという事例などが考えられます。

奥多摩町では、先ほど申し上げましたように後継者不足に悩まされている経営者は少なくありません。継業は、身近に後継者が見つからなくても行うことができます。例えば、子どもに事業を継いでもらえないものの廃業もしたくないという場合は、継業はよい手段になります。継業すれば、今まで行ってきたなりわいとしての事業が自分のリタイヤ後も続いていきます。廃業させたくないと考えている経営者にとってはメリットの一つです。そして、第三者の視点によって事業がよりよくなることもあります。それによって地域の活性化にもつながります。

そもそも多くの小規模事業者は、規模を拡大するつもりがありません。一生をかけてやり遂げたい、夢を追い、好きなことをやりながら経済活動を行ったり、地域の人が喜び、感謝される仕事を行いたい事業者です。そういった経営者にとって思い入れのあるなりわいを気持ちの面までも受け継いで続けてもらいたい場合に継業は最適です。

また、事業をしたいと考えている移住者にとっては、継業の場合、既に経営活動をしている事業に引き継ぐので、ゼロから起業をするよりもリスクが低いです。単に建物や設備だけでなく、経営ノウハウやお客さんも引き継げ、収入源が既にあるので、安心して経営を始めることができるというメリットがあります。

奥多摩町でも町外からの移住者が起業し、地域活性化に貢献する事例が増えつつありますが、起業希望者にとって開業場所の確保や経済的負担が課題となっています。実際、なじみの商店が閉店したことを知って、継げるものなら継ぎたかった、継ぎたいとの思いを語った移住者もいます。

和歌山県では後継者を求める事業主と意欲ある移住者のマッチングを図るとともに、継

業に係る経費を補助することで、移住者の支援とあわせ、地域活性化を図る和歌山移住者継業支援事業を実施しています。

移住者は県や和歌山定住サポートセンターに後継者を求める、事業主は市町村にそれぞれ申し込んで登録します。情報提供が受けられるようになるほか、候補者がいれば面談もできます。商工会などと連携して行われ、引き継ぎの条件調整や経営などのアドバイスも受けられます。また、登録した移住者、和歌山の場合は 60 歳未満で移住後 3 年以内という条件をつけていますが、その方に対し、事業の引き継ぎなどにかかる費用を県が最大 100 万円まで補助する移住者継業補助金も実施しています。事業を引き継ぎながらも店内の一部を使って古民家カフェにしたり、商店の出張販売を始めたりするなど、何らかのアイデアをプラスすることが条件で、申請には計画案の提出が必要だそうです。

奥多摩町には住居を兼ねた小売店が多く、廃業して空き店舗になっても住居として生活している店舗が多いので、正直この制度がどこまで役立つかわかりませんが、廃業したくない事業者と起業・継業したい移住者の両者にとってあきらめる前の一考の選択肢になり得ると考えます。廃業したくない事業者にとっても、起業・継業したい移住者にとっても、町民にとってもメリットになり得る制度であり、町の活性化に効果的だと考えます。移住者継業支援制度の導入について、町の見解をお聞かせ願えればと思います。

商店版リフォーム助成制度については、今、行っている支援制度の中でも行っているということでしたが、奥多摩町の町民のご意見として紹介します。奥多摩町の商店を利用した方から、町の店は建物や設備が古くて購買意欲がわかない、品ぞろえも少ない、買いたいものがない、賞味期限が過ぎているものが平気で売られているといった声が寄せられています。地域経済循環を推進するためには商店の魅力アップは必要不可欠です。品ぞろえなどの中身とともに、バリアフリーや店の明るさ、清潔さ、快適さなども求められるところですが、全国 170 自治体で実施されている商店版リフォーム助成制度は、地域内の業者利用を条件とすることで、地域業者の仕事確保、経済の活性化につながり、大きな経済効果が出ていると評価されています。町の支援策では、新しく事業を始める移住者に限られているような感じがありますので、既存の商店の方にも助成をしていただける、こういった制度をぜひ導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2 番、大澤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の町における中小企業・小規模振興事業の基本法の条例についてでございますけれども、こちらにつきましては、現在、この法律の中では市町村については、その

条例制定については努めるようにという努力義務になっております。こちらにつきましては今後研究・検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2項目めの移住者継業支援制度の導入でございますけれども、こちらにつきましても、現在、小規模における優遇措置制度につきまして、この4月から制度を立ち上げて1件の事業者が補助をいただきながら整備を進めたという経緯がございます。まずはそういう小規模優遇措置制度を充実させながら、今後こういう継業支援制度についても研究してまいりたいと考えております。

3点目の商店版リフォームにつきましてですけれども、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、やはりこういう小規模企業の優遇措置制度を実施しております。その中では若者定住における200万円の限度額がございます。そういうところも活用しながら、移住者の皆様には考えていただき、また、商店街の皆様につきましても店舗と住居が併用ということで、こちらは店舗の補助になりますと、なかなか権利関係が難しくなっておりますので、今は購入して定住補助金が出るという制度になっております。そちらをまずは充実しながら、リフォーム補助金につきましても研究・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、続けてどうぞ。

○2番（大澤由香里君） 今後、研究・検討していくということです。小規模企業振興基本法は、来年制定から5年を迎えることから、政策検証を行い、基本計画の見直しを行うことになっております。これまで同法に基づく施策の一つとして、小規模持続化補助金による支援が行われてきましたが、31年度概算要求では、地方公共団体による小規模事業者支援推進事業とされ、これまで補正予算で措置されていたものが初めて本予算に入ります。こうした動きもあるだけに、自治体の振興条例に基づく小規模事業者支援はますます重要になるものだと思います。ぜひ奥多摩町でも条例をつくっていただいて、ただ、その条例をつくるだけでは絵にかいたもちになりかねませんので、地域内からの富の流出を減らし、地域内での経済の循環をどうつくるかという具体策をつくるための産業振興会議などを設置して議論を深めて、町が一体となって中小企業・小規模企業を振興させる、盛り上げていくための施策を講じていただきたいと思います。

駅前開発については、今のところトイレを改修するというところだけで、ほかの計画は先送りになっているということでした。奥多摩駅がすてきなだけに駅前の景観のギャップにがっかりするという声もしばしば聞かれます。庁舎の建てかえの計画もまだ具体的には

進んでいないということだと思うんですが、ぜひ庁舎の建てかえ計画とあわせて、駅前の景観改善も考えていただけたらと思います。これは要望です。

以上です。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 条例等の地域循環の具体策というような答弁はよろしいですか。検討ということでよろしいですか。

○2番（大澤由香里君） はい。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして、感謝と御礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

第4回の定例会を開催させていただき、財産案件1つ、それから補正予算3件、4つの案件につきましては決定をいただきました。特に、全員協議会でもお話し申し上げましたように、双葉会の特養の老人ホーム、この問題につきましては、非常に長い間かけて、いろんな部分で詰めてまいりまして、やっと東京都の俎上に載るという段階になりました。

ですがいまして、町としては、くどいようでございますけれども、介護保険によります130名の利用者が4つの施設にいるという事実を含め、過去の福祉のサービスの問題等含めて、町の特殊事情を鑑みながら、用地の提供、あるいは助成を含めてこの法人とともに町の高齢者の問題を安全で安心していけるという部分で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、補正予算につきましてはご決定をいただき、今後、今年度の最終、3月がございませぬけれども、それに向かいます、今やらなければいけない、あるいはこれから準備をしなければいけない予算の決定をいただきましたので、執行してまいりたいというふうに思っております。

また、今日は10名の皆様方から12件にわたる一般質問をいただきました。それぞれいろんな部分での住民の意見の問題、あるいは議員の皆様方が常日ごろから住民の皆さんが考えている部分を代弁をしてお話いただいたんではないかなというふうに思っております。非常に貴重な意見であり、また、それにつきましても真摯にご答弁をさせていただきました。

しかしながら、何点かありますけれども、財源の非常に多く伴う部分、これにつきましては、なかなか実行しにくいという状況でございます、現実には今、来年度の予算編成に入っておりますけれども、要求に対して約8億円から9億円ぐらいが、これからどうしようかなというふうに私が今悩んでいるところでございます。内容は、しなければいけない事業なんです。しかしながら、片一方では、収入財源がございませぬから、それを一度に解決するというのは非常に難しい部分でございますので、計画的に実行する場合どうしたらいいかなというふうにこれから知恵を絞りながら、31年度の新しい年度の予算提案をさせていただき、ご審議を賜りたいと思います。

特に今、問題になっておりますのは、東京都は恐らくほぼ間違いないと思っておりますけれども、9,000億円から1兆円、国に都税の法人税、住民法人税を含めた税が収奪、取り上げられます。そうしますと、一般的には東京都に入ってくる部分で、それぞれの市町村は市町村総合交付金が550億円ですけれども、そういう大きな額じゃないんで、余り影響ないんじゃないかなというふうにお考えになろうかと思っておりますけれども、決してそんなことはな

く、これは影響が出てくることは確かであります。特に、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、この大きなイベントをどう解決するかという問題もありますし、それから、築地から豊洲に移転した部分で、その跡地の処理の問題、これも新聞に書いてありますけれども、一般会計で所管替えをして、その借金の跡を埋めるというようなこともあります。そういういろんな東京都のもろもろのものがありますけれども、町は町なりに健全な財政を保ち、継続的に実施するためには、特定の年度に大きな借金をする、あるいは、大きなサービスをすることによって、それが後に引き継いで町の運営ができなくなる、これだけはやりたくない、やるべきではないというふうに思って、ずっと町政のかじ取りをしてまいりました。

おかげさまで、何回も申し上げるようでございますけれども、約 15 年前に私が町長をあずかったときには基金が 8 億円しかございませんでした。今は約 5 倍、40 億円ございます。場合によっては、その基金を使ってこういうことをやればいいんじゃないかという部分が、ほかの自治体では出ているようでございます。

しかし、それを短期間に特定の部分に使ってしまうと、災害があった問題、あるいは平均的な政策を行っていく部分において凹凸が出き、一定の水準が保てないということでもありますので、それについては皆様方に、くどいようでございますけれども、ご理解を賜りますようお願いを申し上げているところでございます。

いずれにいたしましても議員の皆様方が住民の代表として一般質問、あるいは審議に当たりまして、いろんなご意見をいただきました。私を含めた副町長以下、幹部がそれを聞いているわけですから、全部の細かい部分まで私が直接実行できる部分ではございませんけれども、幹部がいかに皆様方の意見を真摯に受けとめながら、住民の福祉のためにどうしたらいいかという知恵を絞ってやっていくと。知恵を絞るといのはお金だけではなくて、これは重要なことございまして、お金だけではできない部分をどう知恵を絞ったら、住民の皆さんと一体となってやれるかという問題も含まれております。こういう新たな発想しないと、全部自治体が公費でやるというのは、これからはなかなか難しくなるというふうに思っておりますので、こういう点も知恵を出す幹部が出てくるということに期待をしながら頑張っていきたいなというふうに思います。

また、今年はインフルエンザがはやり始めたようでございますので、これから年末から年始にかけて議員の皆様方は住民の皆さんといろいろ接触をし、議員活動を進めると思いますが、その節には健康には十分ご留意をいただきながら、新しい良い年をお互いに迎えられることを期待すると同時に、今回の 4 回目の定例会でご審議いただきま



したことに感謝を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。  
大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、平成 30 年第 4 回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間  
の審議大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 11 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員